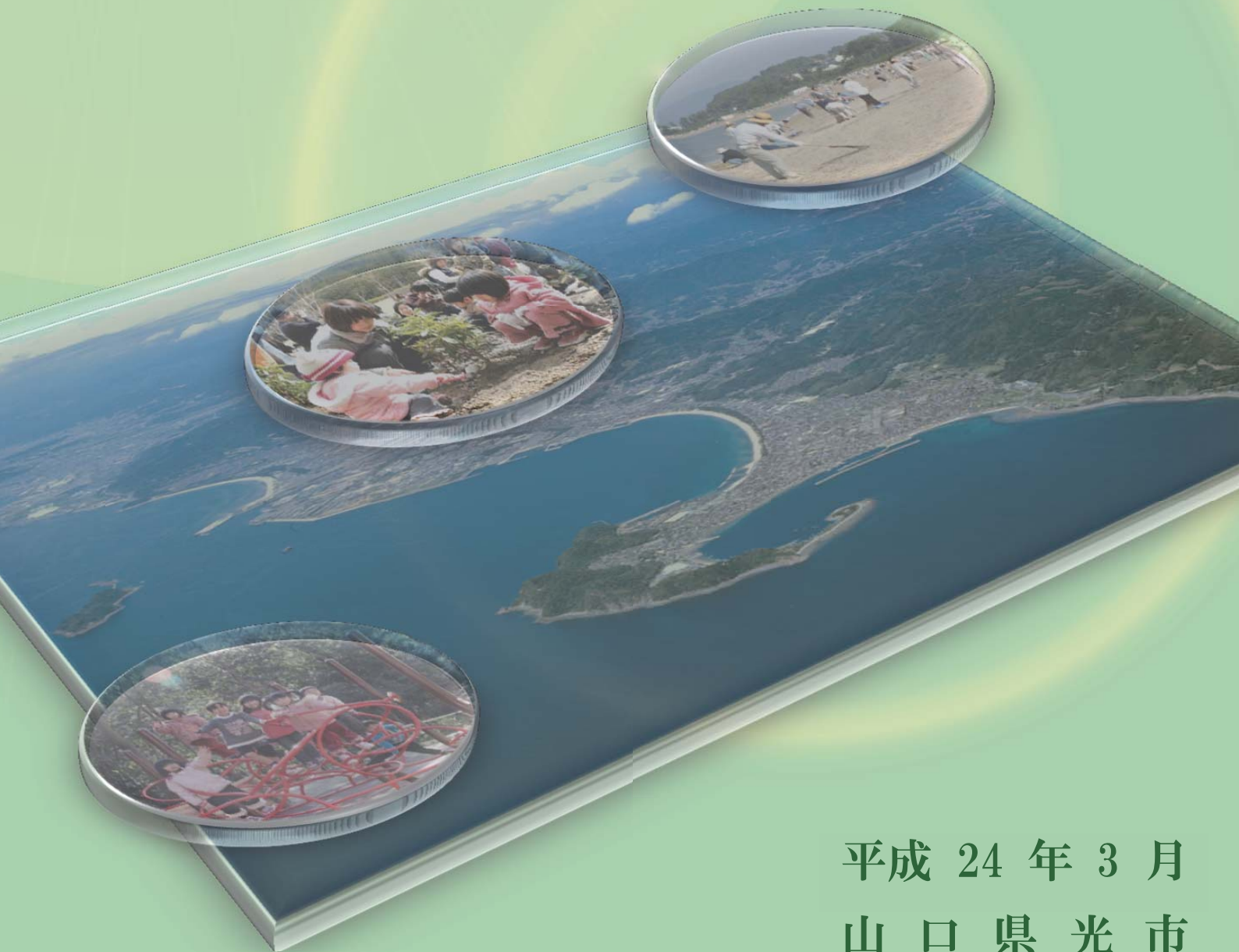


光市 緑の基本計画



平成 24 年 3 月
山 口 県 光 市

はじめに

本市は、白砂青松が清々しい室積・虹ヶ浜海岸や神籠石を抱く幽玄な森の石城山をはじめ、2,000本の梅の香かおる冠山総合公園や落葉樹の紅葉が鮮やかな伊藤公記念公園など、四季折々の表情を見せる豊かな緑に恵まれたまちです。これらの緑は、地形や気候が織り成す自然と、美観の維持に努めてきた先人がつくり上げた、いわば共同の芸術作品です。



豊かな緑は、私たちの生活に深く関わり、地域の象徴として守り育まれ、その過程で醸成された市民の皆様の緑に対する深い愛着は、自然愛護を第一に掲げた「光市民憲章」や全国に先駆けて制定した「自然敬愛都市宣言」など、本市のまちづくりの重要な要素となっています。

こうした本市が有する魅力的な緑と、それらを継承してきた精神文化は、未来に伝えていくべき貴重な財産であり、何物にも代えがたい本市の「強み」です。この「強み」を活かし、本市が将来にわたって緑豊かで快適なまちとなるよう、「自然を守り 人とふれあう 水と緑がきらめく都市」を目指した「光市緑の基本計画」を策定いたしました。

折しも今、生物多様性の保全や持続可能な社会の構築が全世界的・全生命的な課題となっています。私たちは、この地球に生きる一員であることを認識しながら、本計画に基づいて、「共創と協働で育む まちづくり」の基本理念のもと、市民の皆様とともに、自然と人が共生するやさしさと緑あふれるまちを創り上げてまいりたいと考えています。

最後に、本計画の策定に際して、ご審議やご提言をいただきました光市まちづくり市民協議会をはじめ、市議会並びにご協力いただきました関係者の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

平成24年3月

光市長 市 川 熙



第1章 計画の概要

1 策定の趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の対象範囲.....	6
4 計画の対象期間.....	6

第2章 緑の現況と課題

1 市の概要.....	8
2 緑の現況.....	16
3 緑に関する市民意向.....	24
4 緑の特性と課題.....	29

第3章 緑の基本方針

1 基本的な考え方.....	32
2 将来像と目標.....	32
3 将来構造.....	35

第4章 緑の配置方針

1 機能別の配置方針.....	40
2 施設別の配置及び都市緑化に関する方針	52

第5章 緑のまちづくりの実現に向けて

1 緑のまちづくりの実現に向けて.....	58
-----------------------	----

資料編

資料1 都市公園と公共施設緑地.....	62
資料2 策定の経過.....	72
資料3 関係要綱及び委員等名簿.....	77
資料4 用語解説.....	86

第1章

計画の概要

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の対象範囲
- 4 計画の対象期間

各章の中表紙では、「未来の光市」絵画コンクールの入賞作品をご紹介します。

「未来の光市」絵画コンクール
市長賞



「水のおいしい未来の私のまち」

上島田小学校 1年 藤井咲菜さん

1 策定の趣旨

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画（以下「本計画」といいます。）」は、都市緑地法第4条に基づく計画で、都市の自然と地域の特性を把握し、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

(2) 目的

都市化が進展した現代社会において、緑は、市民生活に潤いや安らぎをもたらし、町並みの風景を形作るとともに、都市のオープンスペースとしてレクリエーションの場となっています。また、地球規模で進む環境問題、健康や防災に対する市民意識の高まりなど、市民生活のあらゆる場面で、緑が果たす役割は大きくなっています。

このため、緑を取り巻く現状や課題を踏まえつつ、本市が将来にわたって緑豊かで快適な都市づくりを総合的かつ計画的に進めるための新たな指針を策定し、市域における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する方向性を定めようとするものです。

(3) 対象とする緑

本計画では、公園や広場、森林や農地、街路樹などに限らず、海岸や河川などの水辺空間、さらには、家庭の生垣や花壇などの土地や空間を、幅広い都市の緑として位置付けます。

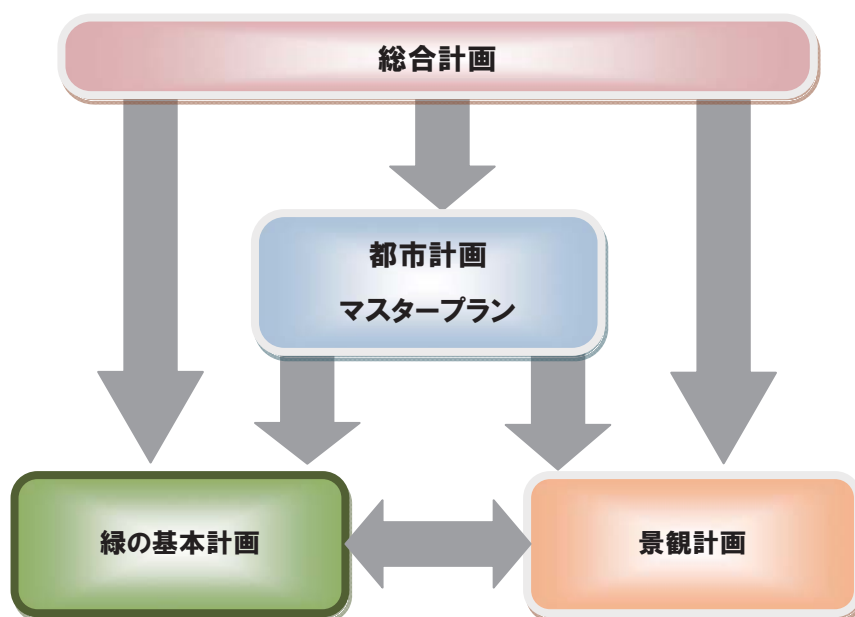
2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、「市町村の建設に関する基本構想（以下「総合計画」といいます。）」に即し、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」といいます。）」に適合する計画として策定するものです。

また、本計画は、本市が今後策定することとしている「良好な景観の形成に関する計画（景観計画）」をはじめ、本市及び関係機関の関連計画等との整合を図る必要があります。

■ 本計画の位置付け



(2) 理念や上位計画等の整理

① 市民憲章（平成１７年１０月２日制定）

市民憲章は、市民一人ひとりが主体的かつ実践的に「理想的なまちづくり」に参加するための行動規範として、自然敬愛や環境愛護などを呼びかけています。

●本文（一部抜粋）

- 1 ふるさとの自然を愛し 花と緑の豊かな まちをつくりましょう

本市は、美しい砂浜の青い海、清らかな川、緑の山々など、天与の豊かな自然に恵まれています。光市民は、こうした「ふるさとの自然」を心から愛し、共生を図りながら、美しいまちづくりに努めていきます。

② 自然敬愛基本構想（平成１８年２月策定）・自然敬愛都市宣言（平成１８年３月採択）

●自然敬愛基本構想の基本理念

『自然の創造と保全～次世代へ引き継ぐために～』

市民一人ひとりがふるさとの豊かな自然環境を守り育て、次世代へ引き継ぐため、自然の恵みに感謝し、自然を敬愛し、自然の摂理にかなった、快適でうるおいとやすらぎのあるまちづくり、ふるさとづくりを進めることを宣言し、基本構想として掲げています。

●自然敬愛都市宣言（一部抜粋）

- 1 自然の偉大さ、やさしさ、きびしさを知り、自然に学びふれあい、豊かな心を育みます
- 2 美しい緑、清らかな水、さわやかな空気のもと、ふるさとのかけがえのない自然を創意と工夫をもって守ります
- 3 自然を敬愛する心を養い、はかりしれない自然の恵みに感謝します

③ 総合計画

●まちづくりの基本理念

『共創と協働で育む まちづくり』

本市では、市民やNPOをはじめとする市民活動団体、さらには、地域の企業がともに協力・連携を図りながら公的な役割を分担することで、全ての市民がまちづくりの主役となり、ともに手と手を携えながら支えあう「共創と協働」をまちづくりの基本理念としています。

●都市の将来像

『人と自然がきらめく 生活創造都市』

光市に暮らし、働き、訪れる全ての人々がともに手を携えて、理想のまちを築いていくための未来に向けたあるべき姿を示すもので、人やまちを大切にし、真に豊かさが実感でき、自然環境と共生するまち、すなわち、人や自然に目を向けた「人が生きていくための理想的な生存空間」を、全ての市民とともに築いていきたいという強い決意を込めて定めたものです。

④ 都市計画マスタープラン

●将来都市像

『人の活力と豊かな自然が調和した 多核連携によるコンパクトな都市』

地域ごとにまとまった拠点地区を都市の「核」とし、人の暮らしと自然の営みの調和を図りながら、「核」と「核」、人と人が相互に連携し、つながりを深め、機能や役割を補い合うことにより、都市としての充実を図ります。

●水とみどりの方針

瀬戸内海国立公園に指定され、「日本の渚・百選」などにも選定されている室積・虹ヶ浜海岸や、多くの水鳥が飛来する島田川などの豊かな自然環境の保全・保護に努めるとともに、市民の憩いの場やレクリエーション空間として有効的な活用を図るため、水辺の環境軸と森の環境軸を効果的につなげるネットワークを形成するなど、多様な視点から、緑あふれる都市づくりを進めることとしています。

3 計画の対象範囲

一般的に、「緑の基本計画」は、主として都市計画区域を対象に策定されるものですが、本市では、都市計画区域外である牛島（尾島を含みます。）においても、県指定天然記念物のモクゲンジ群生地や市指定天然記念物のタブノキなど、保全すべき緑が数多くあること、また、牛島全域が県指定の鳥獣保護区特別保護地区になっていることなどから、牛島を含めた本市の行政区域全域を本計画の対象範囲とします。

4 計画の対象期間

本計画は、長期的な緑のまちづくりの将来像を展望して策定するものであり、策定から20年後の平成43年度（2031年度）までを対象期間とします。

まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」
カメラ付き携帯電話の部 入賞



「春 新一年生」（撮影場所：光スポーツ公園）
金本美起さん

第2章

緑の現況と課題

- 1 市の概要
- 2 緑の現況
- 3 緑に関する市民意向
- 4 緑の特性と課題

「未来の光市」絵画コンクール
教育長賞



「たすけ合いとエコ」

上島田小学校 3年 弘中花音さん

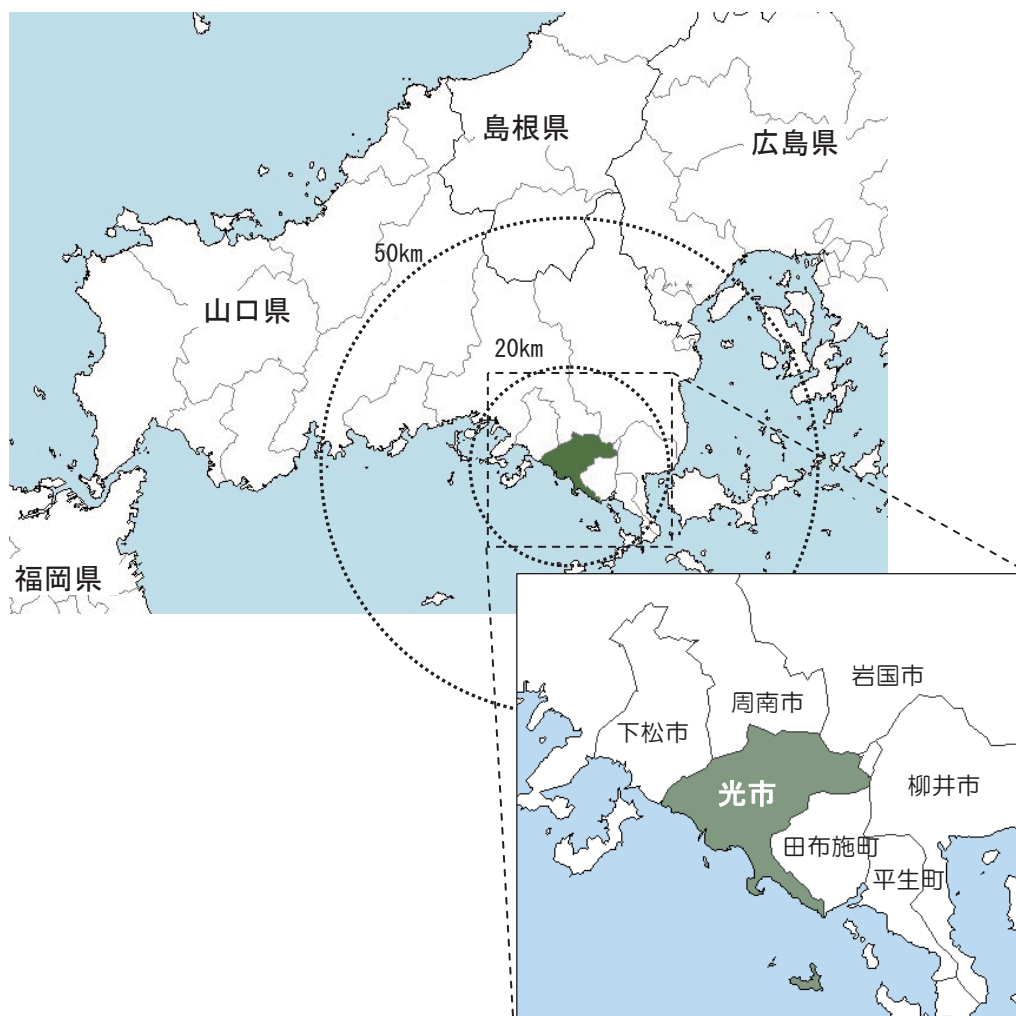
1 市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、山口県の東南部、周南工業地帯の東部に位置し、市の南側は瀬戸内海、東側に柳井市、田布施町、北側に周南市、岩国市、西側では下松市に隣接しています。東西方向は約16 k m、南北方向は約15 k m、総面積は約92km²となっています。

市域の北西部には島田川、北東部には田布施川が流れており、両河川を中心にまとまった平地が広がっています。また、両河川の上流部には良好な田園地帯が広がるとともに、島田川下流部のデルタ地帯を中心とした瀬戸内海沿岸や岩田駅周辺には市街地が形成されています。

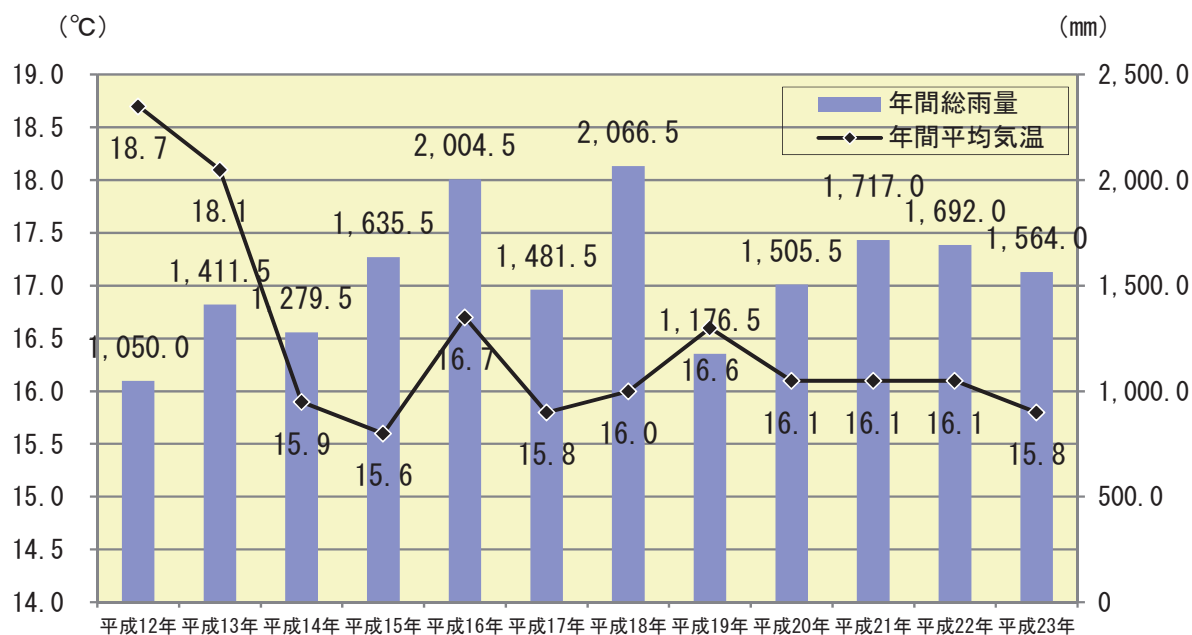
■ 市の位置



(2) 気候

本市は、温暖な気候に恵まれており、平成14年以降、年間平均気温は15～16℃程度で推移しています。年間総雨量も全国平均に比べて少なく、瀬戸内特有の穏やかな気候となっています。

■ 総雨量、平均気温の推移



出典：光市統計書

(3) 植生の状況

市街地周辺には、シイやカシ、竹などの樹木の植生が、丘陵地には、スギ、ヒノキなどの樹木の植生が見られます。また、海岸には、白砂青松を形成するクロマツが連なっています。

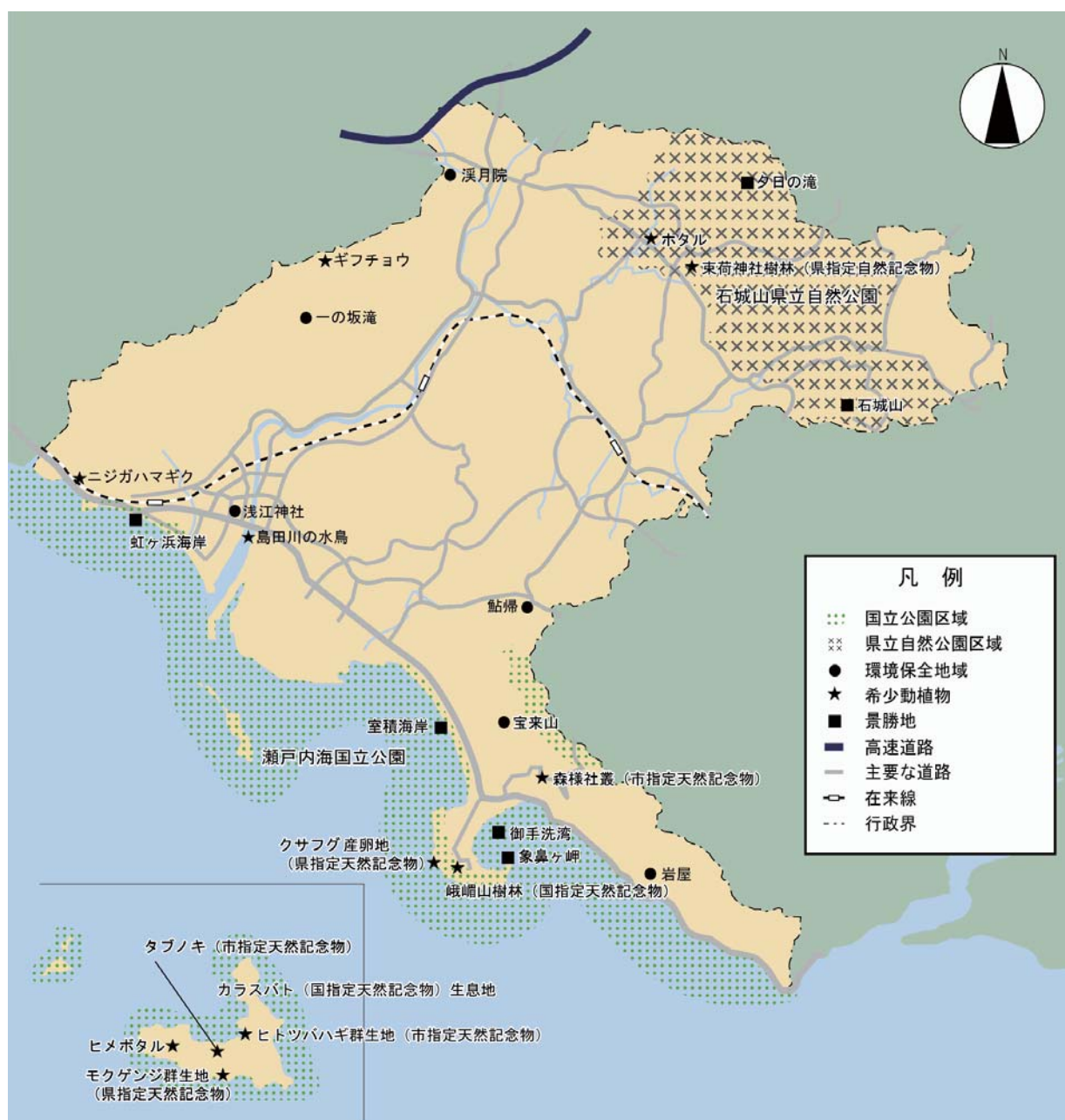
特徴的な植生としては、国指定の天然記念物となっている峨嵋山樹林に、コジイ群集やウラジログシなど瀬戸内本来の暖帯性植物が群生しているほか、牛島にはムクロジ科のモクゲンジが分布しており、群生地は県指定の天然記念物となっています。また、地名が付けられた固有種として、ニジガハマギクやイワキアジサイが知られています。

(4) 自然資源の状況

本市は、瀬戸内の温暖な気候と豊かな自然環境に育まれた、多くの自然資源に恵まれており、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や象鼻ヶ岬など風光明媚な海岸部は瀬戸内海国立公園に、青々とした森が広がる神秘的な石城山を中心とした山間部は石城山県立自然公園に、それぞれ指定されています。

なお、貴重な樹木が生育する峨嵋山一帯は、県立室積公園にも併せて指定されています。

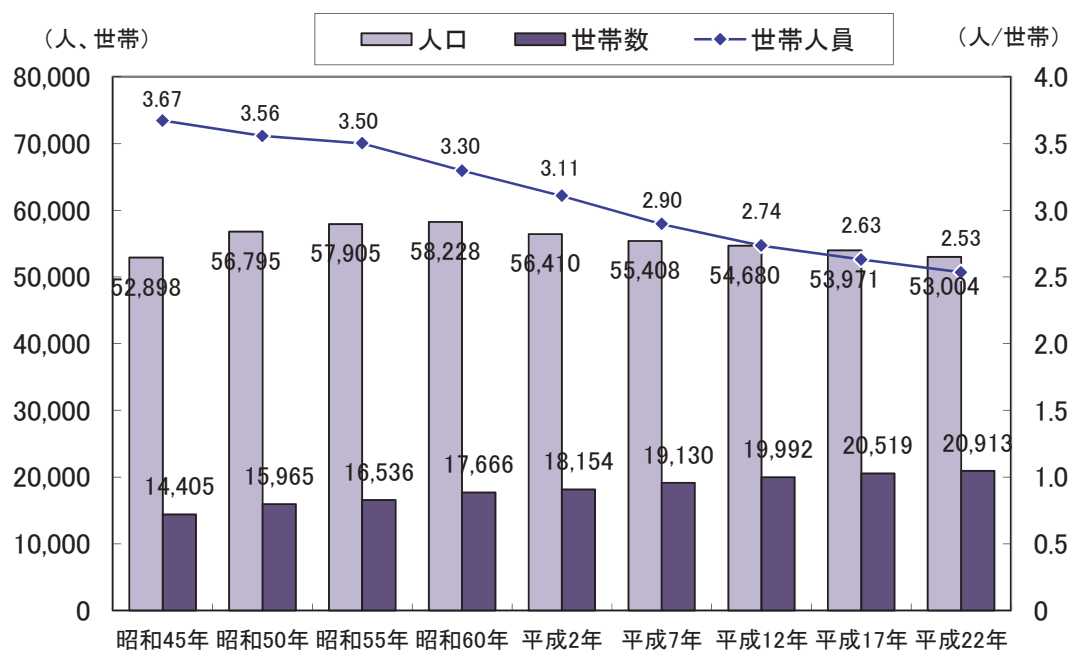
■ 自然資源



(5) 人口・世帯数の推移

本市の人口は減少傾向にあり、平成22年で53,004人となっています。ピークの昭和60年と比較して、5,224人減少しています。また、世帯数が増加する一方で、世帯人員の減少が続いており、核家族化の進行がうかがえます。

■ 人口・世帯数の推移



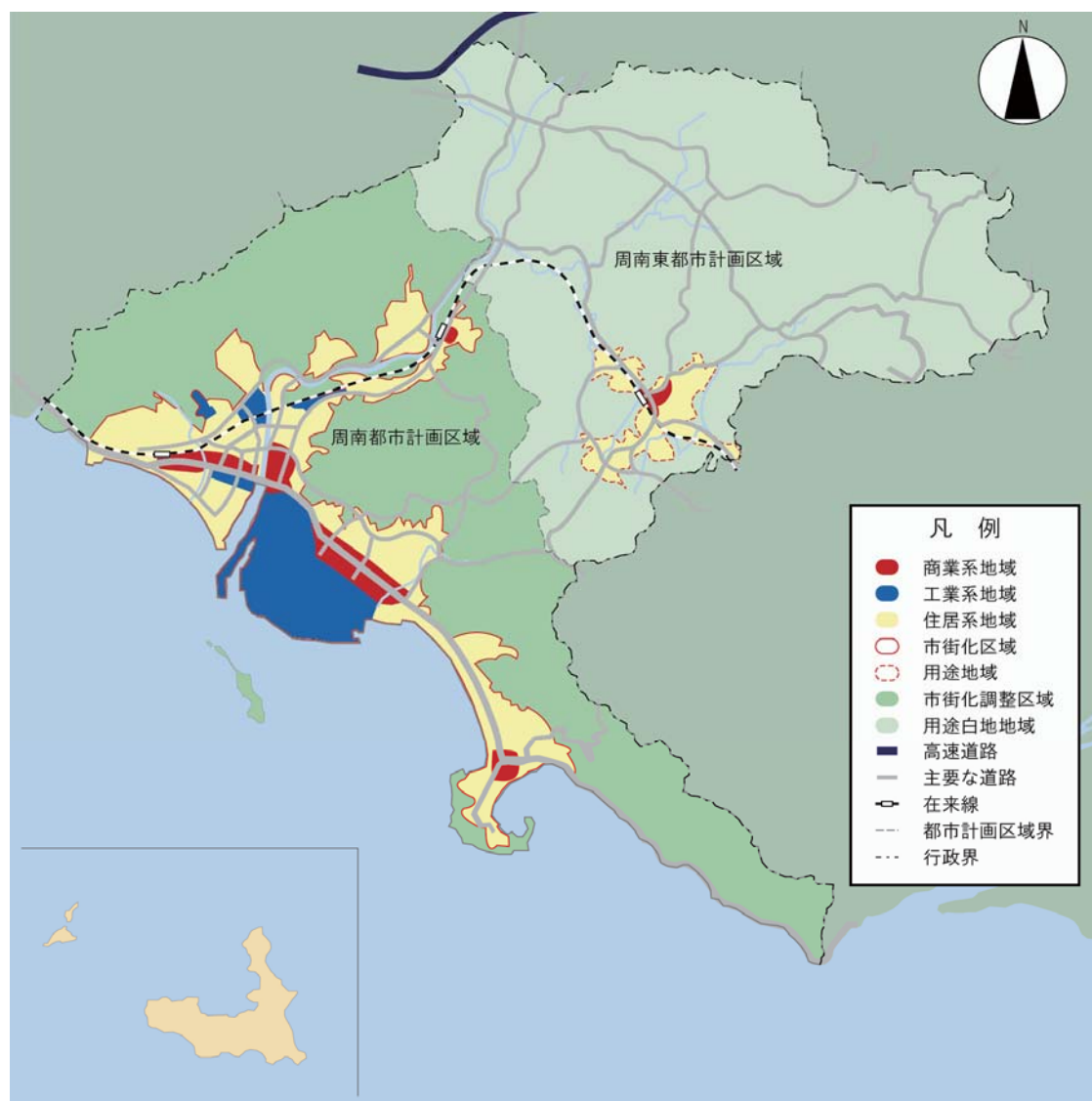
出典：国勢調査

（６）土地利用の状況

① 土地利用の状況

本市は、国土利用計画法の規定による「山口県土地利用基本計画」において、都市地域、農業地域、森林地域及び自然公園地域の４つの地域が定められています。このうち都市地域は、都市計画法の規定による都市計画区域であり、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として県が指定する区域です。都市地域と他の地域が重複して指定されることもあり、この場合、農業、林業との調和や優れた自然の保全・保護などに配慮し、適正かつ合理的な土地利用を進める必要があります。

■ 都市計画区域



② 地目別土地利用面積

都市計画区域内では、住宅用地や商工業用地などの都市的土地利用が21.4%、農地や山林などの自然的土地利用が78.6%を占めています。

周南都市計画区域においては、市街化区域の都市的土地利用が79.4%を占め、特に住宅用地と工業用地の割合が高くなっています。市街化調整区域では、91.0%が自然的土地利用となっています。

周南東都市計画区域においては、都市的土地利用が11.8%、自然的土地利用が88.2%となっており、自然的土地利用の中でも、山林・水面等の自然地が多くなっています。

なお、都市計画区域に属さない牛島及び尾島の面積は約202haで、牛島港を中心に集落が形成されていますが、土地利用の大半を山林が占めています。

■ 都市計画区域別土地利用面積

上段：面積（h a）

下段：構成比（％）

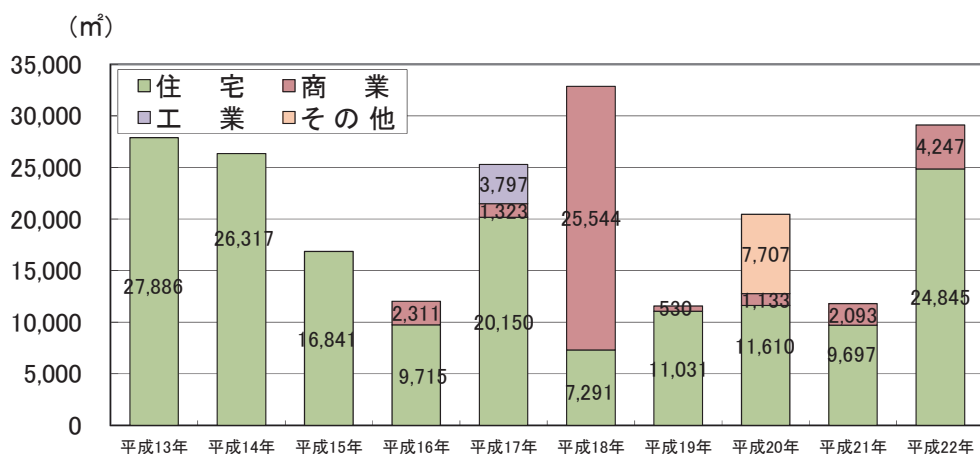
区域区分		自然的土地利用					都市的土地利用						合計
		農地			山 の 林 ・ 自 然 地 ・ 水 面 地	小計	宅地				道 路 ・ 公 共 交 通 施 設 等 の 用 地	小計	
		田	畑	小計			住宅 用地	商業 用地	工業 用地	小計			
市街化区域	30.42	71.07	101.49	189.47	290.96	395.42	48.19	323.31	766.92	356.22	1,123.14	1,414.10	
	2.2	5.0	7.2	13.4	20.6	28.0	3.4	22.9	54.2	25.2	79.4	100.0	
	193.87	110.61	304.48	2,739.34	3,043.82	75.51	4.23	3.98	83.72	218.36	302.08	3,345.90	
	5.8	3.3	9.1	81.9	91.0	2.3	0.1	0.1	2.5	6.5	9.0	100.0	
市街化 調整区域	224.29	181.68	405.97	2,928.81	3,334.78	470.93	52.42	327.29	850.64	574.58	1,425.22	4,760.00	
	4.7	3.8	8.5	61.5	70.1	9.9	1.1	6.9	17.9	12.1	29.9	100.0	
周南都市計画 区域 計	16.29	16.23	32.52	62.00	94.52	57.39	3.11	1.87	62.37	45.81	108.18	202.70	
	8.0	8.0	16.0	30.6	46.6	28.3	1.5	0.9	30.8	22.6	53.4	100.0	
用途地域 (周南東都計)	458.22	109.44	567.66	3,070.40	3,638.06	137.94	10.36	39.14	187.44	203.80	391.24	4,029.30	
	11.4	2.7	14.1	76.2	90.3	3.4	0.3	1.0	4.7	5.1	9.7	100.0	
用途地域以外 (周南東都計)	474.51	125.67	600.18	3,132.40	3,732.58	195.33	13.47	41.01	249.81	249.61	499.42	4,232.00	
	11.2	3.0	14.2	74.0	88.2	4.6	0.3	1.0	5.9	5.9	11.8	100.0	
周南東都市計画 区域 計	698.80	307.35	1,006.15	6,061.21	7,067.36	666.26	65.89	368.30	1,100.45	824.19	1,924.64	8,992.00	
	7.8	3.4	11.2	67.4	78.6	7.4	0.7	4.1	12.2	9.2	21.4	100.0	
合計	698.80	307.35	1,006.15	6,061.21	7,067.36	666.26	65.89	368.30	1,100.45	824.19	1,924.64	8,992.00	
	7.8	3.4	11.2	67.4	78.6	7.4	0.7	4.1	12.2	9.2	21.4	100.0	

出典：平成19年度都市計画基礎調査業務報告書

③ 開発動向

平成13年以降の開発動向を見ると、主に住宅や商業施設の建設を目的とした開発行為が、毎年10,000～30,000㎡程度行われています。

■ 開発許可面積の推移

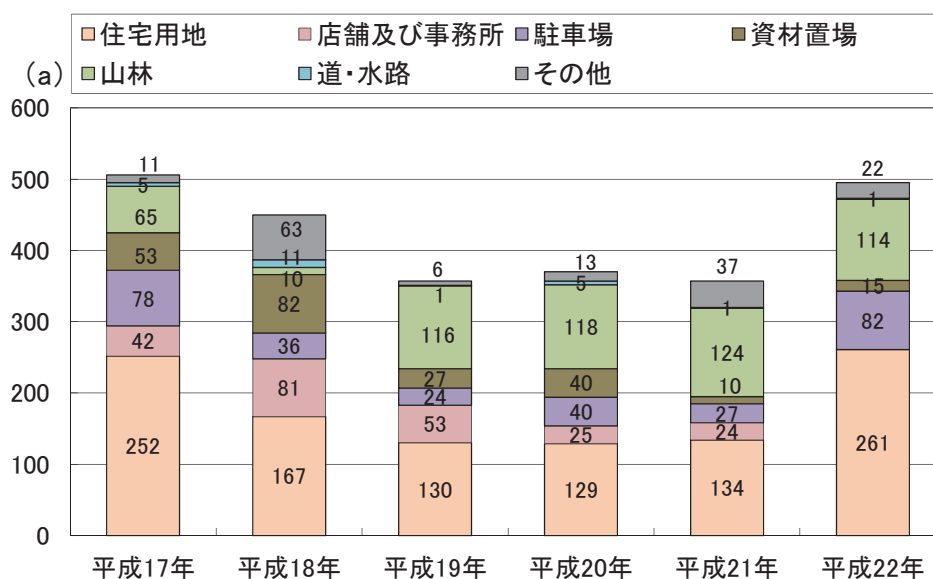


出典：開発許可台帳

④ 農地転用の状況

平成17年以降の農地転用の状況をみると減少傾向にありましたが、平成22年に増加しました。宅地や山林への転用が多い状況が続いています。

■ 農地転用の推移



出典：光市統計書

（7）施設の状況

① スポーツ・レクリエーション施設

市内には、光スポーツ公園や大和総合運動公園をはじめ、多くのスポーツ施設が点在しています。また、室積・虹ヶ浜海岸、冠山総合公園にはキャンプ施設も備えられています。両海岸では、夏時期を中心に様々なイベントが開催されており、レクリエーション機能をもった緑地といえます。

② 防災避難施設

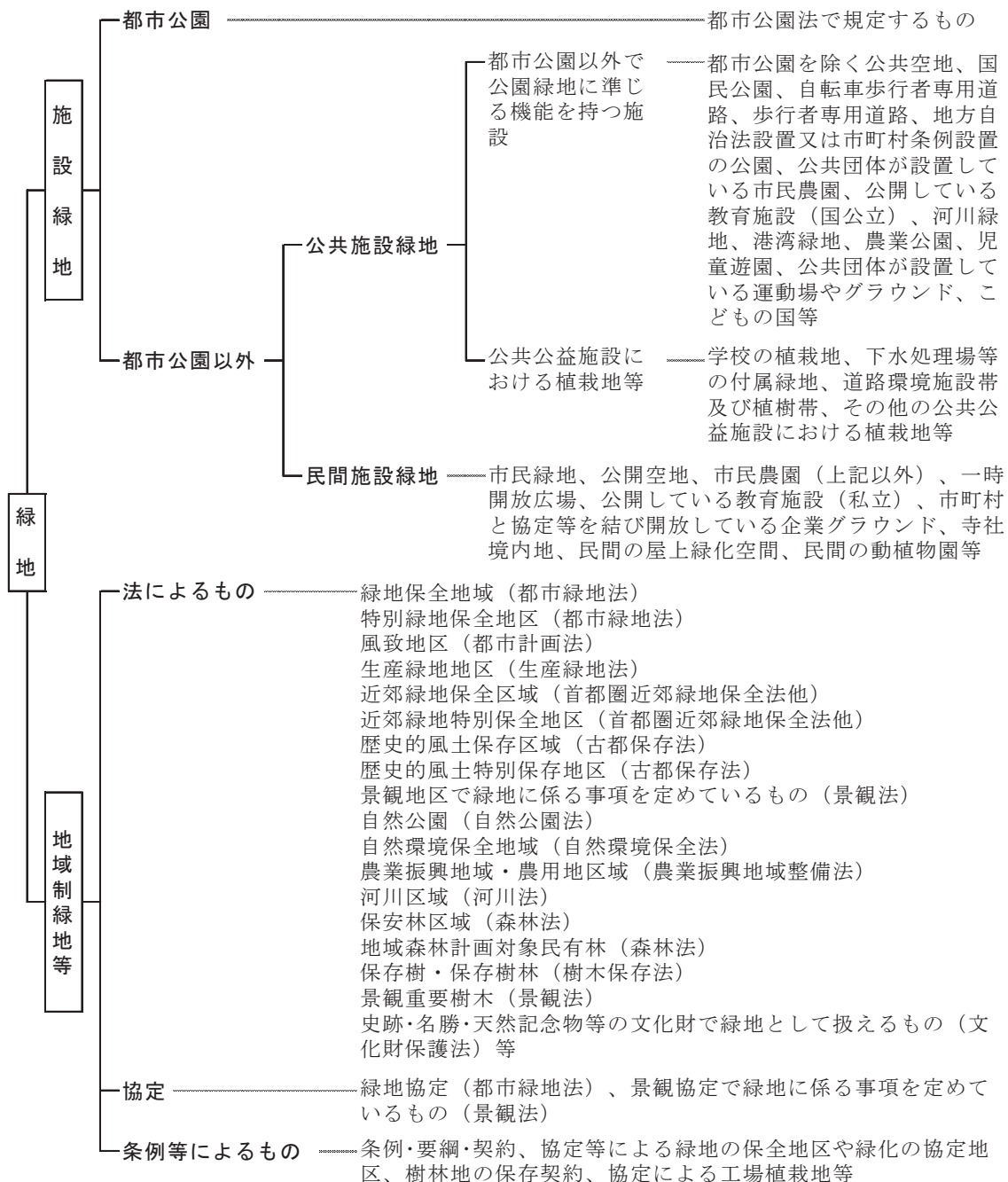
市内の防災避難施設として、小・中学校の体育館などの教育施設や市民ホール・公民館などの公共公益施設が指定されています。これらの避難施設に附随する緑地や広場も、防災上重要な役割を果たしています。

2 緑の現況

(1) 緑地の現況

本計画では、緑地を都市公園などの施設緑地と、自然公園などの地域制緑地の2つに大きく分けて、定義付けをしています。

■ 緑の基本計画で扱う緑地の分類



出典：緑の基本計画ハンドブック

① 都市公園

都市公園は、市街化区域及び用途地域に31箇所（12.26ha）、市街化調整区域及び用途白地地域に5箇所（44.94ha）となっています。そのうち、住区基幹公園として、街区公園が26箇所（6.76ha）、近隣公園が1箇所（2.20ha）、都市基幹公園として、総合公園である冠山総合公園（12.80ha）と、運動公園である光スポーツ公園（15.20ha）、大和総合運動公園（12.30ha）が整備されています。その他に、特殊公園が2箇所（4.64ha）、都市緑地（3.30ha）が4箇所整備されています。

平成24年3月末日現在の市民1人あたりの都市公園面積は約10.6㎡となっています。

② 公共施設緑地

公共施設緑地は146箇所（62.09ha）となっています。大蔵池公園など都市公園に準ずる公園（広場公園等）、児童遊園地、教育施設の緑地が多く、市民に身近な公園緑地として街区公園と同様の役割を担っています。

③ 民間施設緑地

民間施設緑地は79箇所（16.32ha）となっています。特に寺社境内地が多く、各地域において、歴史ある身近な緑地として保全されています。

④ 地域制緑地等

地域制緑地等は、農業振興地域が約7,007haと、市街化調整区域及び用途白地地域の大部分に広がっています。加えて、自然公園（約1,761ha）、河川区域（約137ha）、保安林区域（約236ha）などが広範囲に広がり、本市の豊かな自然環境を形づくっています。また、国指定天然記念物の「峨嵋山樹林」や県指定天然記念物の「牛島のモクゲンジ群生地」のほか、石城山神籠石や普賢寺庭園、岩屋古墳などの史跡・名勝も、本市の貴重な自然資源、歴史資源として保全・保護されています。

一方、千坊台団地では、建築協定によって敷地内緑化が推進され、良好な住環境を形成しています。

■ 施設緑地

種 別			市街化区域 ・用途地域		市街化調整区域 ・用途白地地域		計	
			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
	住区基幹公園	街区公園	26	6.76	0	0.00	26	6.76
		近隣公園	1	2.20	0	0.00	1	2.20
		地区公園	－	－	－	－	－	－
	都市基幹公園	総合公園	0	0.00	1	12.80	1	12.80
		運動公園	0	0.00	2	27.50	2	27.50
	基幹公園 計		27	8.96	3	40.30	30	49.26
	特殊公園		0	0.00	2	4.64	2	4.64
	緩衝緑地		－	－	－	－	－	－
	都市緑地		4	3.30	0	0.00	4	3.30
	緑道その他		－	－	－	－	－	－
都市公園 計		31	12.26	5	44.94	36	57.20	
	都市公園に準ずる公園		13	4.29	5	8.17	18	12.46
	ポケットパーク		10	0.47	2	0.03	12	0.50
	児童遊園地		76	3.27	13	0.39	89	3.66
	その他の緑地		21	40.15	6	5.32	27	45.47
	公共施設緑地 計		120	48.18	26	13.91	146	62.09
	寺社境内地		21	5.18	43	6.43	64	11.61
	その他の緑地		13	4.31	2	0.40	15	4.71
	民間施設緑地 計		34	9.49	45	6.83	79	16.32
	都市公園以外 計		154	57.67	71	20.74	225	78.41
	施設緑地 総計		185	69.93	76	65.68	261	135.61

※小数第3位を四捨五入

※平成24年3月31日現在

■ 地域制緑地等

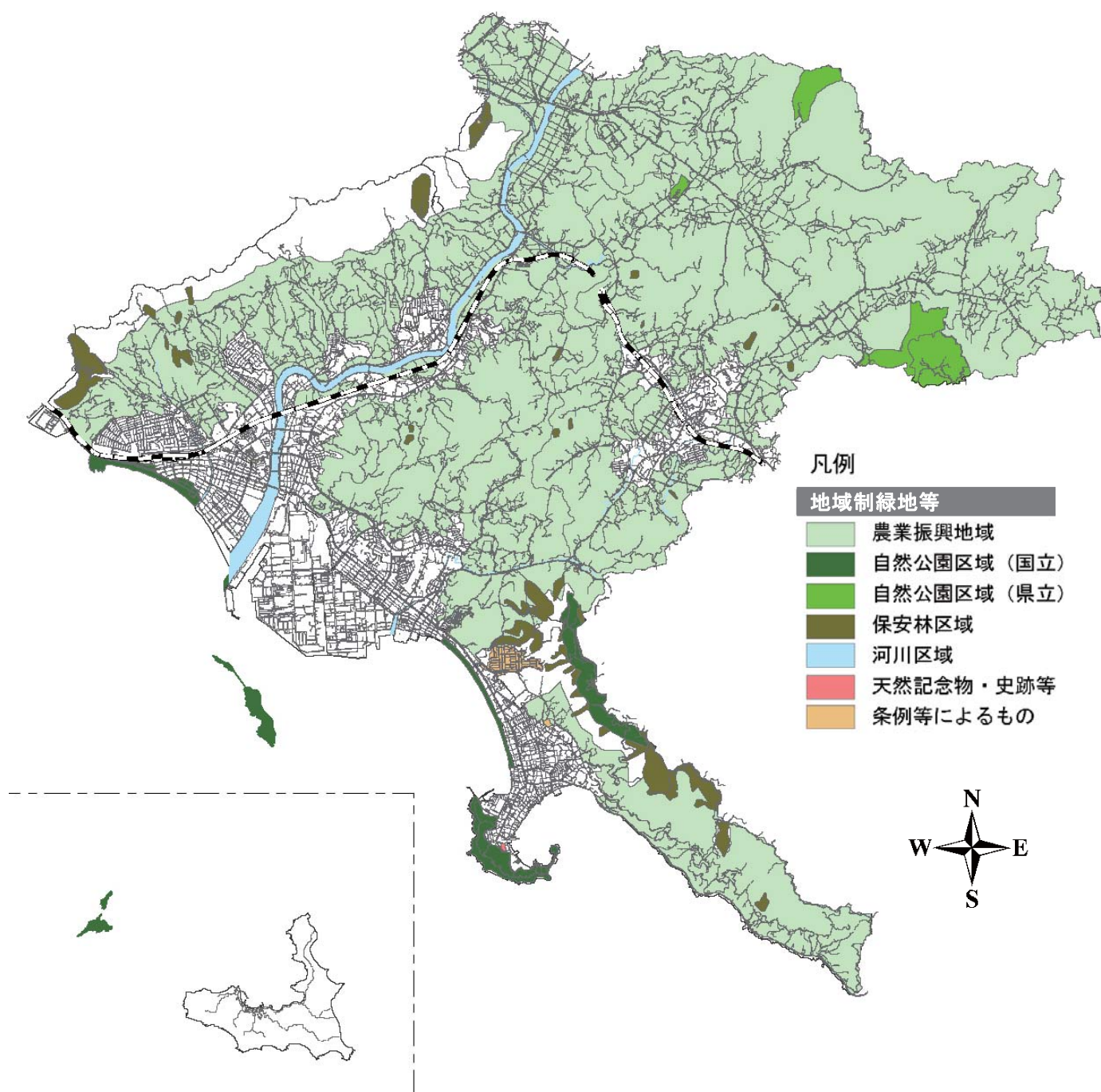
種 別		面積 (ha)
よる法にの	自然公園	1,761
	農業振興地域	7,007
	うち農用地区域	589
	河川区域	137
	保安林区域	236
	天然記念物・史跡等	0.82
	法によるもの 計	9,141.82
協定		-
条例等によるもの		27.09
地域制緑地等 総計		9,168.92

※平成24年3月31日現在

■ 都市公園



■ 緑地現況図（地域制緑地等）



（２）緑被の現況

緑被とは、実際に樹木や草などの緑で覆われている土地です。

航空写真を用いて抽出した本市の緑被の現況は7,503.48ha（緑被率81.61%）となっています。市街化区域及び用途地域には施設緑地や公園緑地、寺社緑地などが点在しており、市街化調整区域及び用途白地地域は樹林地や農地などの緑で覆われています。

（３）緑化の現況

緑化の現況については、道路は道路延長における植樹延長の割合を、その他の施設は敷地面積における緑被面積の割合を緑化率とします。

① 道路緑化

本市の国道・主要地方道・県道の緑化率は19.3%、歩道が整備されている市道の緑化率は25.3%となっています。市街地の主要幹線道路を中心に、部分的に街路樹等により緑化されています。

② 公共施設緑化

市・県が管理する公共施設（61箇所）の緑化率は9.4%となっています。

③ 民間施設緑化

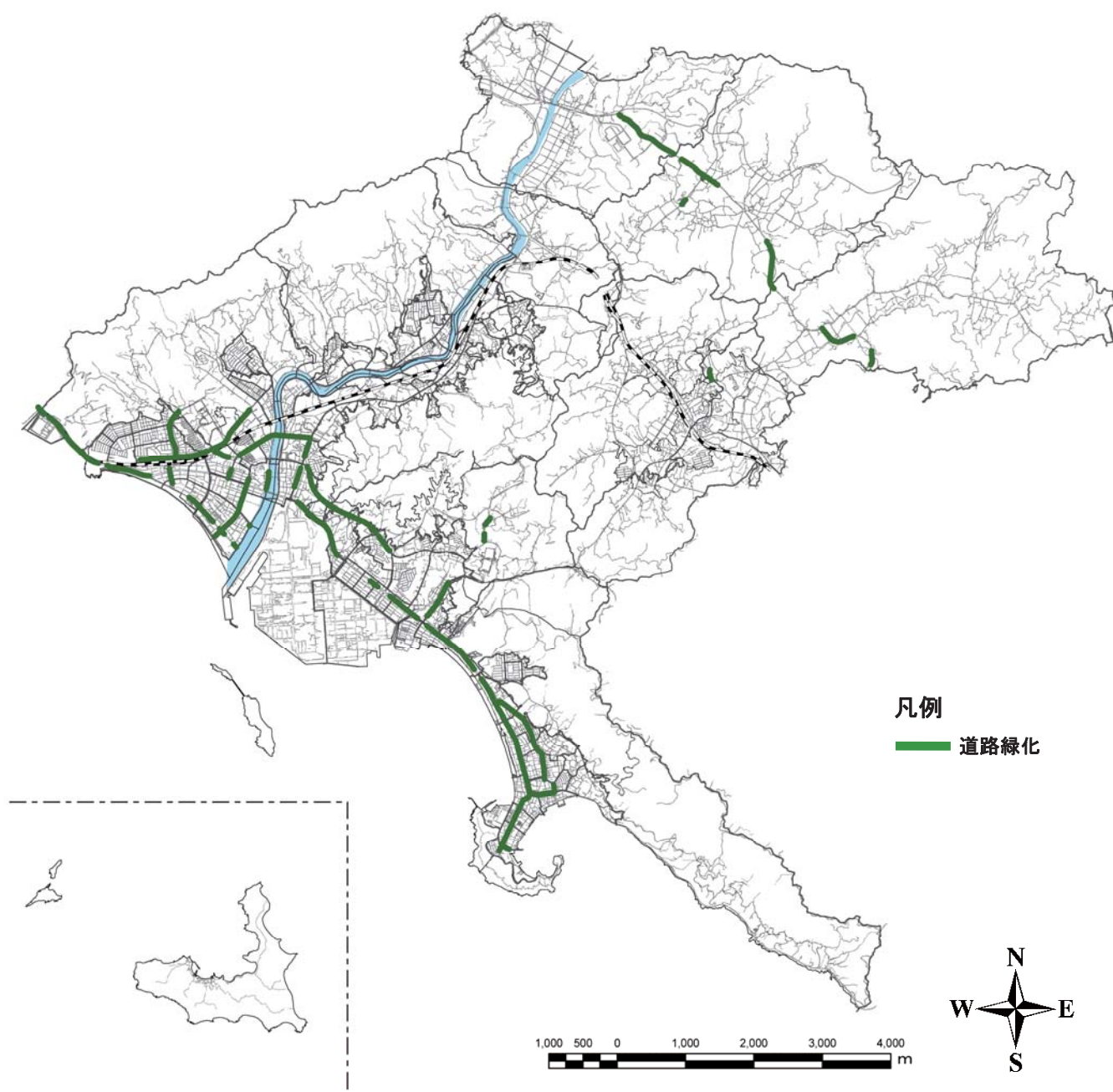
平成13年から平成18年までの5年間に建築された敷地面積が1,000㎡以上の民間施設の緑化率は7.4%で、公共施設の緑化率を2.0ポイント下回っています。

■ 道路緑化・施設緑化の状況

道路緑化	対象路線	道路延長(m)	植樹延長(m)	緑化率(%)
	国道・主要地方道・県道	81,306	15,690	19.3
	歩道が整備されている市道	52,849	13,396	25.3
公共施設緑化	対象施設	敷地面積(㎡)	緑被面積(㎡)	緑化率(%)
	官庁施設、スポーツ・レクリエーション施設、社会福祉施設等	435,271	41,015	9.4
民間施設緑化	対象施設	敷地面積(㎡)	緑被面積(㎡)	緑化率(%)
	H13からH18に新築された1,000㎡以上の民間施設	516,720	38,142	7.4

※航空写真による図上計測

■ 道路緑化の現況



（４）緑への取り組み

本市は、瀬戸内の温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれており、「森林浴の森 日本100選」や「日本の渚・百選」、「快水浴場百選」などに選定された白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や象鼻ヶ岬など、風光明媚な海岸部は瀬戸内海国立公園、県立室積公園として、また、青々とした森を育む石城山を中心とした山間部は石城山県立自然公園として指定を受けています。

こうした、かけがえのない自然を愛し、自然を創造していく心を育むため、本市では平成18年3月に全国で初めての「自然敬愛都市宣言」を行いました。この宣言は、本市の豊かな自然環境を守り育て、次世代へと引き継いでいくことを誓う私たちの強い思いを結集したものであり、この宣言を契機として、山・川・海の恵まれた自然に対する市民意識を一層高め、市民との共創と協働による自然環境の保全と創造への実践活動を推進しようとするものです。

さらに、平成19年3月には、自然敬愛の理念を踏まえた「環境基本条例」を制定し、市民と行政、事業者が一体となって環境の保全・創造・再生への取り組みを進めています。

3 緑に関する市民意向

(1) アンケート調査の概要

本計画や「都市計画マスタープラン」の策定にあたり、市民がどのようなまちづくりを望んでいるのかを把握するため、「『都市計画マスタープラン』及び『緑の基本計画』の策定に向けた市民アンケート調査（以下「市民アンケート調査」といいます。）」を行いました。

また、20年後の光市を担う中学生がどのようなまちづくりを望んでいるのかを把握するため、「20年後の『まちづくり』に向けた中学生アンケート調査（以下「中学生アンケート調査」といいます。）」を行いました。

①「市民アンケート調査」の概要

●調査対象

住民基本台帳に記載されている満16歳以上の人から無作為に抽出した2,000人

●調査期間

平成22年10月18日～平成22年10月31日

●回収状況

配布数	有効配布数①	回収数②	回収率②／①
2,000 票	1,990 票	980 票	49.2%

②「中学生アンケート調査」の概要

●調査対象

本市に在住する中学2年生 496人

●調査期間

平成22年12月～平成23年1月

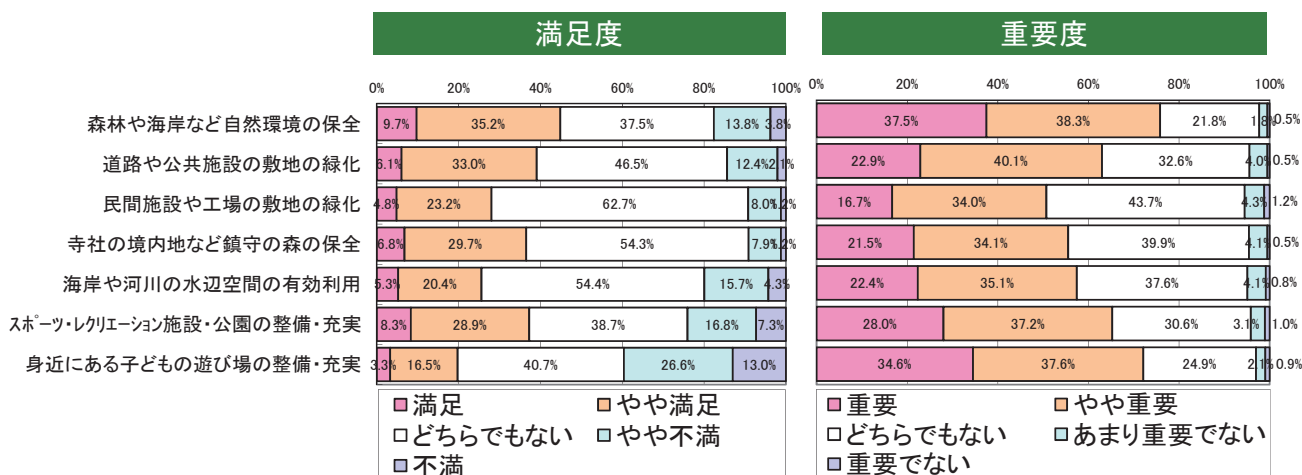
③ アンケート調査の結果

◆公園・緑地に関する満足度と重要度

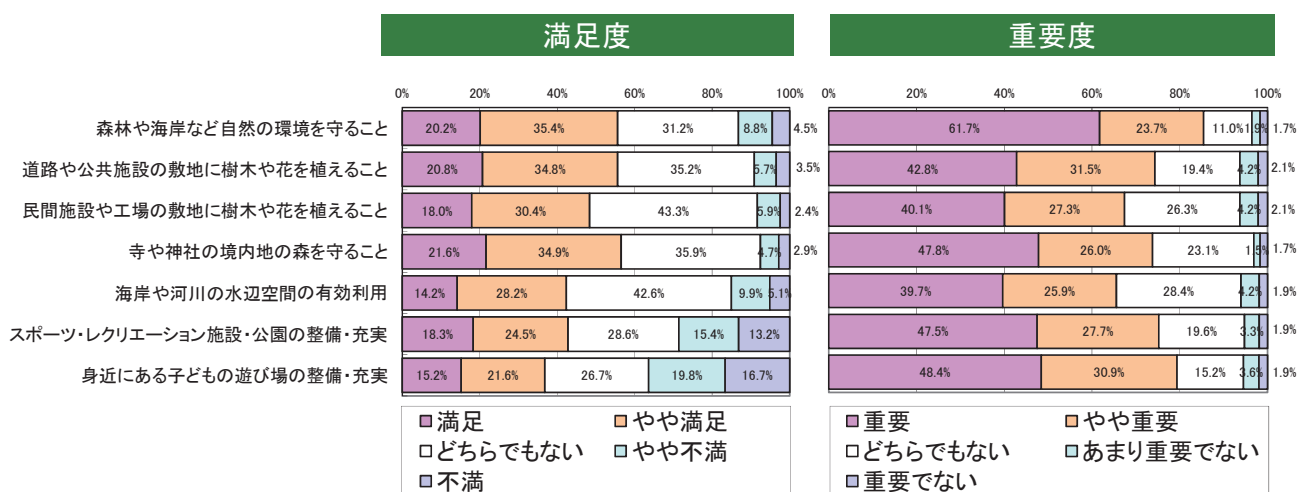
「森林や海岸など自然環境の保全」は、満足度と重要度がともに高くなっています。一方、「身近にある子どもの遊び場の整備・充実」は満足度が低く、重要度が高くなっており、市民からの取組ニーズが高いと考えられます。

中学生は、市民と比較して全体的に満足度・重要度がともに高くなっていますが、傾向は市民とほぼ同様となっています。

【市民】



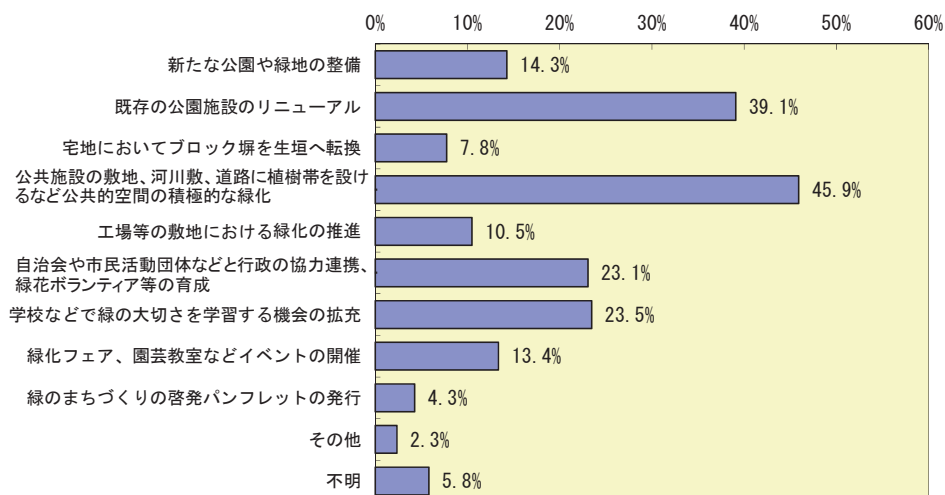
【中学生】



◆緑のまちづくりに関して、優先度が高い取組み

公共的空間の積極的な緑化と既存の公園施設のリニューアルが、突出して優先度が高くなっています。

次いで、学校などでの学習機会の拡充や、市民と行政の協力連携の優先度が高くなっています。

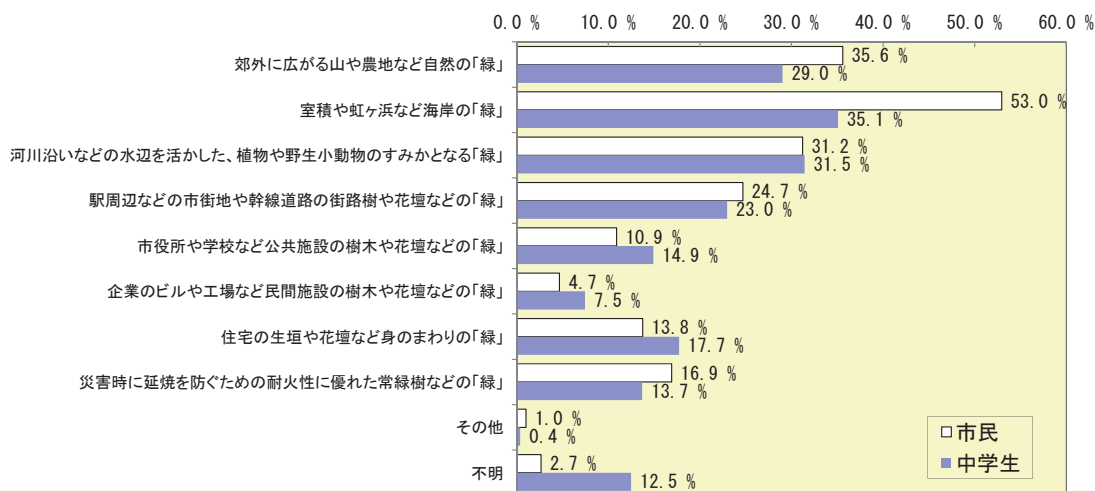


※「中学生アンケート調査」には設問なし

◆光市の大切な「緑」について

本市の大切な「緑」については、市民、中学生ともに、海岸・山・河川などの自然の「緑」の割合が高くなっています。

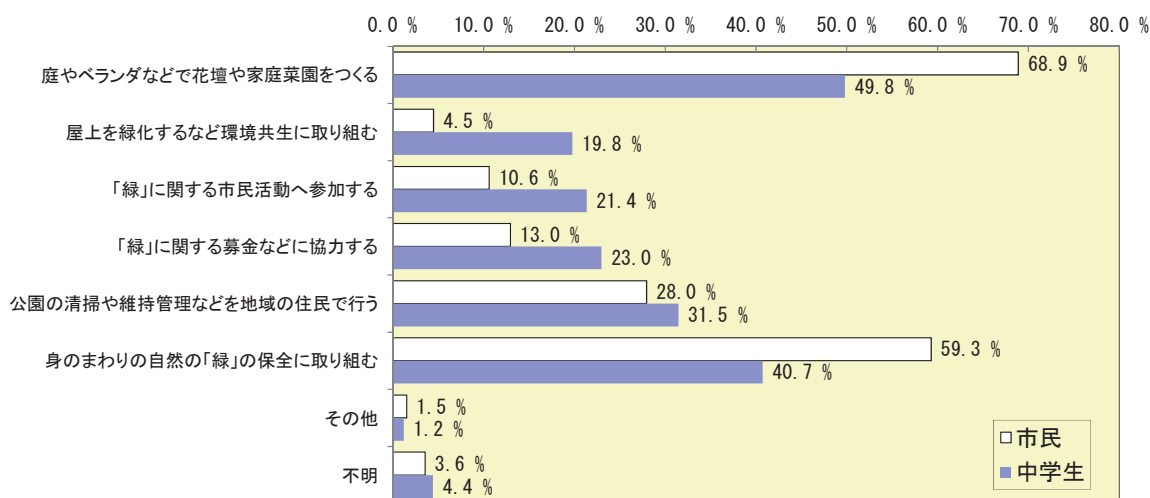
また、中学生は、市民に比べると、自然の「緑」をあげる人が少なく、施設や住宅の樹木・花壇などの「緑」をあげる人が多くなっています。



◆「緑」に関して、今後、自身に取り組めること

市民、中学生ともに、庭やベランダでの緑化や身のまわりの自然の保全など、身近な緑化活動への取組意識が高く、一人ひとりの活動が緑のまちづくりにつながることが期待できます。

また、中学生は、市民と比べると、その他の様々な活動への取組意識も高くなっています。



(2) ワークショップの実施

① まちづくり・未来ワークショップ

本計画や「総合計画」、「都市計画マスタープラン」の策定にあたり、多くの市民と未来のまちづくりをともに考え、市民が思い描く夢やアイデアを計画づくりに反映できるよう、平成22年10月から平成23年2月にかけて「まちづくり・未来ワークショップ」を開催し、「住環境づくり」、「防災まちづくり」、「緑のまちづくり」、「景観まちづくり」の4つのグループに分かれて、よりよいまちを作り上げていくための具体的な取組みを話し合いました。

「緑のまちづくり」グループでは、「まちの問題」として島田川のアシの繁茂や室積海岸の砂の侵食、耕作放棄地や竹林の増加、道路の街路樹や雑草の管理などが、「まちのお宝」として白砂青松の海岸や石城山の草花、冠山総合公園をはじめとする各地の公園の花木、市民の主体的な活動などがあげられました。そして、「人と自然のふれあい仲間づくり」をテーマに、市民主体の緑のまちづくり活動をピックアップし、市民・事業者・行政の連携による教育・学習や活動援助など、緑に関わる仲間づくりを支援する方策を考えました。

また、他のグループでも、居住空間を包む里山と田園、防風林となる海岸の松林、島田川のサクラや各地の棚田など、住環境や防災、景観の観点から緑に関する意見があげられました。

② 地域別まちづくり・きらめきワークショップ

「まちづくり・未来ワークショップ」に続き、平成23年4月から8月にかけて、市域を東西南北の4地域に分けて「地域別まちづくり・きらめきワークショップ」を開催し、「住環境づくり」、「防災まちづくり」、「緑のまちづくり」、「景観まちづくり」の4つのグループに分かれて、各地域の課題や特性、目標や方向性を話し合いました。

「緑のまちづくり」グループでは、大切な自然緑地の維持をはじめ、伊藤公記念公園やコバルトラインの活用、美しい田園空間の継承、さらには草花の植栽や街路樹の改善などの幅広い取組みについて意見があげられました。そして、海や川、森林や農地などの緑と身近にふれあうとともに、多様な生態系や豊かな景観を育む自然を未来へ伝える方策を考えました。

4 緑の特性と課題

緑の将来ビジョンを策定する上で、本市の緑が持つ「強み」と「弱み」をあらかじめ把握することが重要です。そのため、アンケート調査やワークショップでの市民の意向も踏まえ、本市の緑の特性と課題を次のように整理しました。

(1) 光市の緑の特性

① 自然の緑の特性

瀬戸内海国立公園、県立室積公園、石城山県立自然公園をはじめ、烏帽子岳や千坊・大峰山などの山の緑と、室積・虹ヶ浜海岸の美しい白砂青松や、島田川・田布施川周辺に広がる桜並木や田園などの水辺の緑が充実し、良好な環境を形成するとともに、防風や防砂など防災の役割を担っています。また、国や県の天然記念物に指定されている峨嵋山樹林や牛島のモクゲンジ群生地、室積のクサフグ産卵地、さらには固有種であるニジガハマギクやイワキアジサイなど、希少性の高い緑を有しています。さらに、近接する山と海岸が一体となつて、すぐれた景観や眺望を創り上げています。

② 都市の緑の特性

梅を中心に四季を通じて花木が楽しめる冠山総合公園や、落葉樹に囲まれ紅葉が美しい伊藤公記念公園、水辺の空間が心を和ませる大蔵池公園など、特色ある公園の緑が市民の目を楽しませています。また、光つつじ苑やシャクナゲ苑、あじさい苑などの花が季節に彩りを添えています。さらに、光スポーツ公園や大和総合運動公園をはじめ、各地に点在する都市公園やグラウンド、児童遊園地などは、市民の身近な緑として、散歩やジョギング、各種スポーツなど、健康を育む憩いとレクリエーションの場として活用されています。

③ 市民の緑の特性

地域を象徴する山や水辺の緑は、市民に愛され、市民の手で守られるとともに、市民の自然敬愛の精神を育んでいます。こうした緑は、地域活動の拠点にもなっており、地域コミュニティの活性化につながっています。また、クリーン光大作戦や白砂青松10万本大作戦、潮音寺山の里山づくり、花壇コンクールや緑のカーテンコンテストなど、市民の主体的な緑の保全や創出の取組みが定着しています。さらに、住宅の花壇や生け垣、寺社境内地の鎮守の森など、市民に安らぎを与える緑がまちにあふれるとともに、花見や紅葉狩りなどが盛んに行われ、市民が積極的に緑を楽しんでいます。

（２）光市の緑の課題

① 自然の緑の課題

緑の骨格を形成する山・川・海においては、良好な景観を創り出していますが、海岸のごみや河川の雑草、竹の繁茂などによる環境の悪化が懸念されており、適切な保全により、恵まれた豊かな自然を次世代に伝えていくことが必要です。また、室積海岸の著しい侵食をはじめ、高潮や河川の氾濫、土砂崩れなどの自然災害が発生しており、こうした災害に対する緑の保全・活用が課題となっています。

また、中山間地域においては、耕作放棄地や鳥獣被害が増加しており、農地の保全や里山の再生、さらには生態系の維持などが課題となっています。

② 都市の緑の課題

冠山総合公園や伊藤公記念公園など、広域的な集客力の高い緑は、交流人口を増やし、地域の活性化を図るため、機能を充実させることが必要です。

また、市民の憩いやスポーツ・レクリエーションの拠点機能をはじめ、居住環境の快適性の向上、災害時のオープンスペースなど、多面的な役割を担う市街地の公園や緑地の機能整備が課題となっています。市民アンケートにおいても、身近な子どもの遊び場に対する取組ニーズや、既存の公園施設のリニューアルの優先度が高くなっています。

③ 市民の緑の課題

本市が有する特色ある緑を市民福祉の向上につなげるため、緑の価値や魅力を高め、市民に一層利活用される緑として育てていくことが課題となっています。

また、本市では、緑に対する市民の意識が高く、クリーン光大作戦や花壇コンクールなどの様々な活動が長年にわたり主体的に行われていますが、今後は、地域住民との協働による身近な公園や児童遊園地の維持管理体制の構築を図るなど、高い市民意識を背景にした取組みをさらに推進することが課題となっています。

第3章

緑の基本方針

- 1 基本的な考え方
- 2 将来像と目標
- 3 将来構造

「未来の光市」絵画コンクール
まちづくり市民協議会会長賞



「自然との共存を目指す」

光井中学校 1年 河村 祐一郎 さん

1 基本的な考え方

本計画は、「都市計画マスタープラン」を上位に位置付ける計画であり、緑地の保全や緑化の推進など緑に関する取組みは、都市づくりを計画的かつ効果的に進める上で重要な施策の一つです。

このため、「都市計画マスタープラン」で掲げた都市づくりの目標も踏まえ、緑のまちづくりを進めます。

都市づくりの目標

- 地域集約型都市づくり
- 環境共生型都市づくり
- 活力創出の都市づくり
- 安全・安心の都市づくり
- 良好な景観の都市づくり

2 将来像と目標

(1) 将来像

「都市計画マスタープラン」に掲げた将来都市像「人の活力と豊かな自然が調和した 多核連携によるコンパクトな都市」の実現につながる緑のまちづくりの将来像を次のように定めます。

自然を守り 人とふれあう 水と緑がきらめく都市

緑のまちづくりを通じて、市民生活に多くの恵みを与えてくれる自然への感謝の心を育むとともに、自然と人間との心豊かなふれあいや自然を介した人間同士の交流を促進し、自然に対する理解と愛情にあふれる地域社会の実現を目指します。

さらに、山・川・海からなる、水と緑豊かな自然と人の営みが織り成す都市環境を大切に守り、多くの緑で彩られた魅力あふれる都市を創造します。

(2) 目標

将来像の実現を目指すため、緑のまちづくりの目標を次のように設定します。

① 緑を守るまちづくり

～いのちを育み、まちをやさしく包む緑を守ります～

本市は、瀬戸内海国立公園の一角に「森林浴の森日本100選」や「日本の白砂青松100選」などに選定されている室積・虹ヶ浜海岸、県立自然公園に指定されている幽玄な石城山、水鳥が羽を休める母なる川・島田川など、豊かな景観と自然環境に恵まれています。これら先人が守り続けてきたかけがえない財産を次世代へ引き継いでいくため、平成18年に「自然敬愛都市宣言」を採択し、山・川・海の自然環境を大切にすることを市民と誓い合いました。この宣言の理念に沿って、はかり知れない自然の恵みに感謝し、大切な緑を守り続ける都市を目指します。

- 都市の骨格となる自然の緑を保全します
- 市民主体の美化活動の取組みにより、ふるさとの自然を守ります

② 緑を創るまちづくり

～みんなで力を合わせ、憩い、楽しむ緑を創ります～

公園などの緑地や農地は、市民が充実した余暇を過ごす場や生産の場であるだけでなく、避難施設としての役割や、環境保全や防災などの機能も有しています。また、市街地のポケットパークや街路樹、花壇などの緑は、まちに彩りを与え、都市に暮らす市民に癒しをもたらします。こうしたことから、地域の特性に応じた身近な施設等の整備充実や農地の適切な保全を図るとともに、市民や事業者等との協働による身近な緑化活動を推進するなど、まちぐるみで豊かな緑を育み、健康で文化的な都市を目指します。

- 公共施設や民有地の緑化を促進し、緑豊かな町並みをつくります
- 市民や事業者等と協働で、民有地の緑の保全・創出活動に取り組みます
- 緑を楽しむための施策を進めます

③ 緑を活かすまちづくり

～身近にふれあい、暮らしとつながる緑を活かします～

本市が有する室積・虹ヶ浜海岸や冠山総合公園、伊藤公記念公園などの緑は、潤いや安らぎの場であると同時に、人々の様々な活動を促し、まちの活性化やにぎわいの原動力となる大切な場でもあります。こうしたことから、緑を通じて、多くの交流活動を育むことができるよう、個性ある自然の緑や歴史の緑と親しくふれあえる環境づくりを進めるとともに、環境の保全・保護活動と呼び水にコミュニティの一体感の醸成を図るなど、既存の機能やストックの効果的な活用により、多様な緑から価値や活力を生み出す都市の実現を目指します。

- 多様なニーズに対応した公園施設の充実に努めます
- 公園・緑地の多面的活用を図ります
- 既存のストックを有効に活用します



3 将来構造

(1) 将来構造の考え方

多くの緑に彩られた魅力あふれる都市を創造するため、総合公園や運動公園などの「拠点」、これらを連絡する機能を担う「軸」、緑地の保全や緑化の推進などを図る「ゾーン」の3つの要素から緑のまちづくりのあるべき姿を示します。

(2) 緑の将来構造

① 拠点

○ 緑の拠点

本市を代表する緑が集積する「冠山総合公園」、「伊藤公記念公園」、「大蔵池公園」を位置付け、広域的な利用や多世代にわたるニーズに応じた整備・充実や保全を図ります。

○ スポーツ・レクリエーション拠点

「光スポーツ公園」と「大和総合運動公園」を位置付け、健全な心身の発達や豊かな心の醸成など、市民の健康づくりや多様な余暇活動の拠点として充実を図ります。

② 軸

○ 彩りのみち

市街地の幹線道路や拠点に接続する道路を位置付け、街路樹や花壇、沿線の自然の緑により、彩りとにぎわいを創出します。

○ 森の環境軸

茶臼山から虎ヶ岳にかけての山並みや千坊・大峰山、天登山など市の外縁部を取り巻く山地や丘陵地を位置付け、保全を図ります。

○ 水辺の環境軸

室積・虹ヶ浜海岸に代表される海岸沿いや島田川、田布施川などを位置付け、保全を図るとともに、水辺を活かした憩いの場を創出します。

③ ゾーン

○ 自然環境保全ゾーン

優れた自然環境に恵まれた地域を位置付け、保全・保護に努めます。

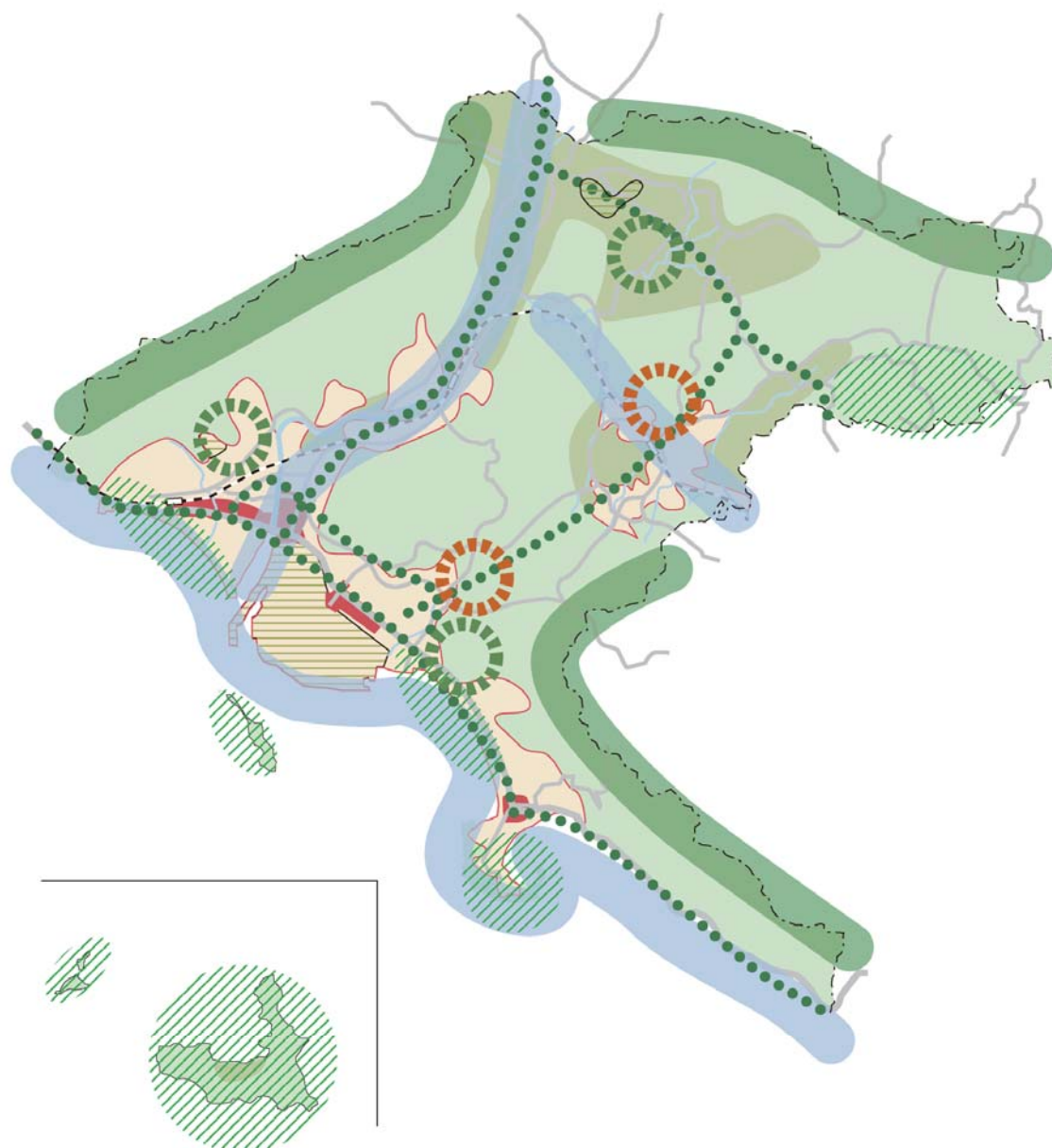
○ 森林・丘陵ゾーン

山林や緑地などに囲まれた地域を位置付け、必要な保全を図るとともに、自然景観としての多面的な価値を創出します。

○ 田園ゾーン

農業の振興を図るための地域を位置付け、農地を適切に維持するとともに、農業生産基盤の整備を促進します。

■ 将来構造図





緑の拠点



彩りのみち



田園ゾーン



住居ゾーン



スポーツ・レクリエーション拠点



森の環境軸



森林・丘陵ゾーン



商業・業務ゾーン



水辺の環境軸



自然環境保全ゾーン



工業ゾーン

まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」
一般の部 入賞



「春爛漫」（撮影場所：島田川河川公園）

有金ヒロシさん

第4章

緑の配置方針

- 1 機能別の配置方針
- 2 施設別の配置及び都市緑化に関する方針

「未来の光市」絵画コンクール
まちづくり市民協議会会長賞



「ようこそ 光シーワールドへ」
島田小学校 6年 山本愛さん

1 機能別の配置方針

緑の将来像や目標、将来構造を踏まえながら、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つの機能に加え、全国に誇る「おっぴい都市宣言」のまちとして、緑が持つ重要な役割の一つとして「人材育成」の機能を位置付けます。子どもたちをはじめ、誰もが自然について学び、親しみ、ふれあいながら、自然と共生する心豊かな生活を送るために、緑が果たすべき役割ははかり知れません。こうしたことから、この5つの機能別に緑の配置方針を示します。

機能	配置の視点
環境保全機能	① 市をとりまく自然の緑 ② 潤いあふれる水の緑 ③ 暮らしを支える森林の緑 ④ 時代がかおる歴史と文化の緑 ⑤ 命を育む生息地の緑 ⑥ 魅力を生み出す資源の緑
レクリエーション機能	① 自然と親しむ憩いの緑 ② 健康を育む緑 ③ 人が集いふれあう緑 ④ 有機的に緑を結ぶ緑
防災機能	① 自然災害から守る緑 ② 公害を緩和する緑 ③ 災害に備える緑 ④ 火災を防ぐ緑
景観形成機能	① 市の代表的な景観を構成する緑 ② 四季を形づくる緑 ③ 地域のシンボルを育む緑 ④ まちの景観を創造する緑 ⑤ 優れた眺望を誇る緑
人材育成機能	① 子育てにやさしい緑 ② 貴重な体験に出会える緑 ③ 自然とふれあいながら遊ぶ緑 ④ 環境教育・環境学習に資する緑 ⑤ 誰もが活動できる緑

（１）環境保全機能から見た配置方針

環境保全機能から見た緑の配置方針を次のとおり定めます。

① 市をとりまく自然の緑

室積・虹ヶ浜海岸などの自然海岸をはじめ、島田川や光井川、田布施川などの河川からなる水辺の環境軸と、茶臼山から虎ヶ岳にかけての山並みや千坊・大峰山、天登山などの市の外縁を囲む森の環境軸を、都市の骨格をなす緑と捉え、積極的な保全に努めます。

また、瀬戸内海国立公園や石城山県立自然公園などの自然公園や、貴重で豊かな緑を育む、鮎婦、宝来山、岩屋の原生自然環境保全地域や、浅江神社、一の坂滝、溪月院の自然環境保全地域などは、法や条例の趣旨に基づき、適切な保護に努めます。

② 潤いあふれる水の緑

室積・虹ヶ浜海岸をはじめ、河川の親水空間や大蔵池公園など、山や森林と近接する親水空間は、居住環境に潤いをもたらす本市の特徴的な緑として、適切な維持管理と保全に努めます。

③ 暮らしを支える森林の緑

中山間地域を中心に広がる森林は、水源のかん養や保水機能、生態系の維持など、多面的な役割を有していることから、保全に努めます。

④ 時代がかおる歴史と文化の緑

峨嵋山樹林や石城山神籠石、旧伊藤博文邸などの文化財や史跡をはじめ、各地に点在する寺社境内地などを取り囲む樹林は、貴重な歴史的風土の一部として適切な維持・保全に努めます。

⑤ 命を育む生息地の緑

牛島のカラスバトや室積のクサフグ産卵地、溪月院周辺で見られるギフチョウなど、希少で多様な野生生物の生息地を形成する樹林地、水辺地、農地等を積極的に保全し、豊かで特色のある自然生態系の保護に努めます。

⑥ 魅力を生み出す資源の緑

固有種であるニジガハマギクやイワキアジサイといった地域の名前を持つ植物や、峨眉山樹林やモクゲンジ群生地などの市内各地に点在する本市固有の特色ある緑は、貴重な資源として、自生地も含めた保全を促進します。

■ 環境保全機能から見た配置方針図



(2) レクリエーション機能から見た配置方針

レクリエーション機能から見た緑の配置方針を次のとおり定めます。

① 自然と親しむ憩いの緑

室積・虹ヶ浜海岸や島田川など、市街地の近くにある自然空間は、気軽に花や水を楽しみ、多様な生物に出会える場として保全に努めます。

また、コバルトラインや石城山、虎ヶ岳などは、身近な自然と健やかにふれあえるハイキングコースとして、活用促進と維持管理に努めます。

② 健康を育む緑

光スポーツ公園や大和総合運動公園などの都市基幹公園や街区公園、近隣公園など、市民が日常的に利用する公園の適正な配置に努めるとともに、市民との協働による維持管理を促進し、健康づくりや交流の拠点として活用しやすい環境の充実に努めます。

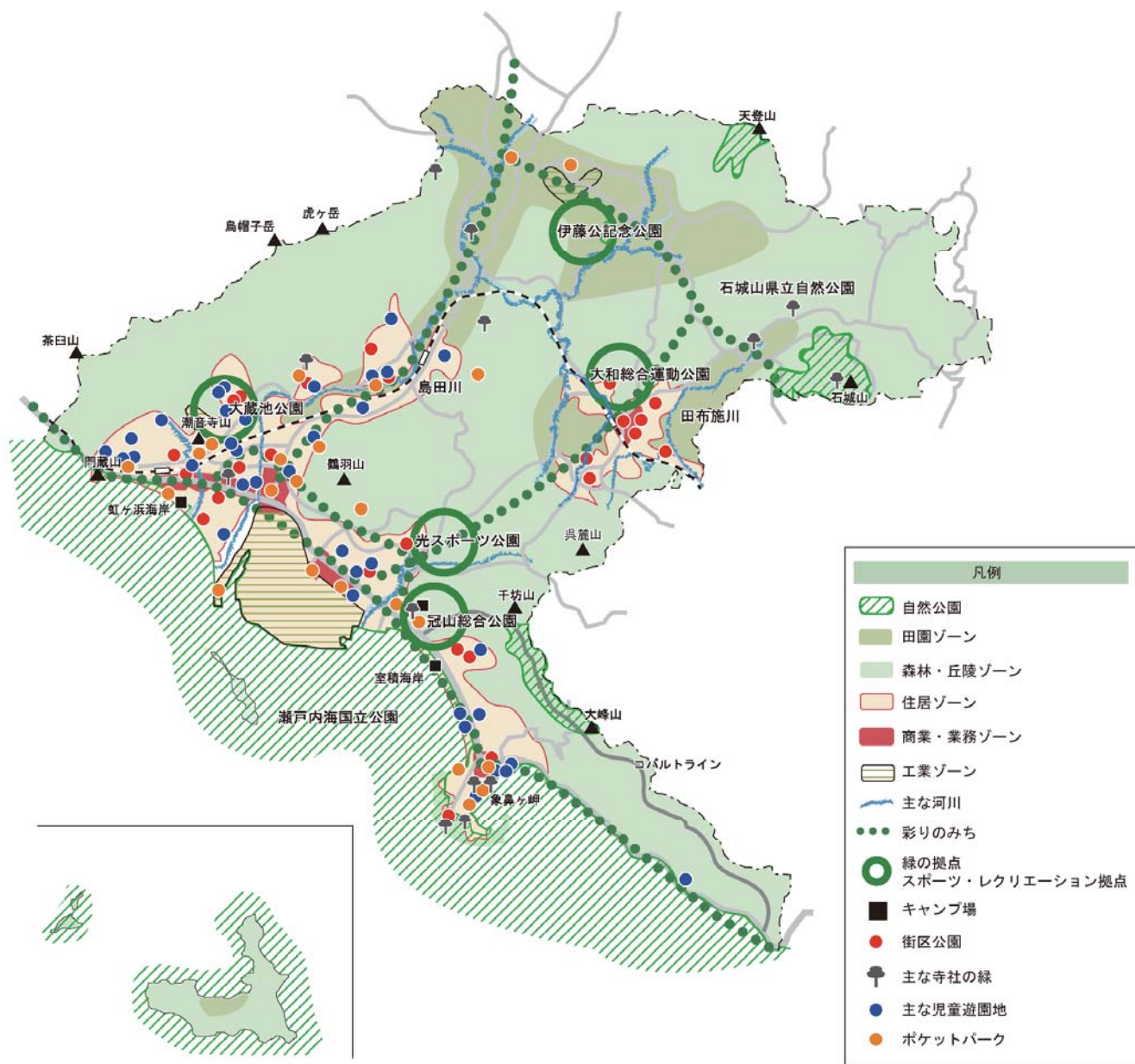
③ 人が集いふれあう緑

観光交流機能を持つ冠山総合公園、室積・虹ヶ浜の海水浴場やキャンプ場、石城山県立自然公園、また、スポーツ交流機能を持つ光スポーツ公園、大和総合運動公園などは、人と人がつながる交流の場として、市外からも訪れやすく楽しめる環境の充実に努めます。

④ 有機的に緑を結ぶ緑

レクリエーションの利用効果を高めるため、「彩りのみち」をはじめ、公園等を相互につなげる道路の緑化や河川緑地の活用などを図り、有機的な緑のネットワーク形成に努めます。

■ レクリエーション機能から見た配置方針図



(3) 防災機能から見た配置方針

防災機能から見た緑の配置方針を次のとおり定めます。

① 自然災害から守る緑

保安林として、防風、防砂などの役割を担う室積・虹ヶ浜海岸の松林の維持・保全を図るとともに、保水・遊水機能を有する森林や農地は、自然災害を防止し、市民の安全・安心を守る緑として保全に努めます。

② 公害を緩和する緑

国道188号や都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線などの広幅員道路における街路樹は、騒音や排気ガスによる大気汚染を軽減する機能を有していることから、その整備・保全に努めます。

また、臨海部の工業地帯や工業団地においては、緩衝となる緑の整備・保全を促進します。

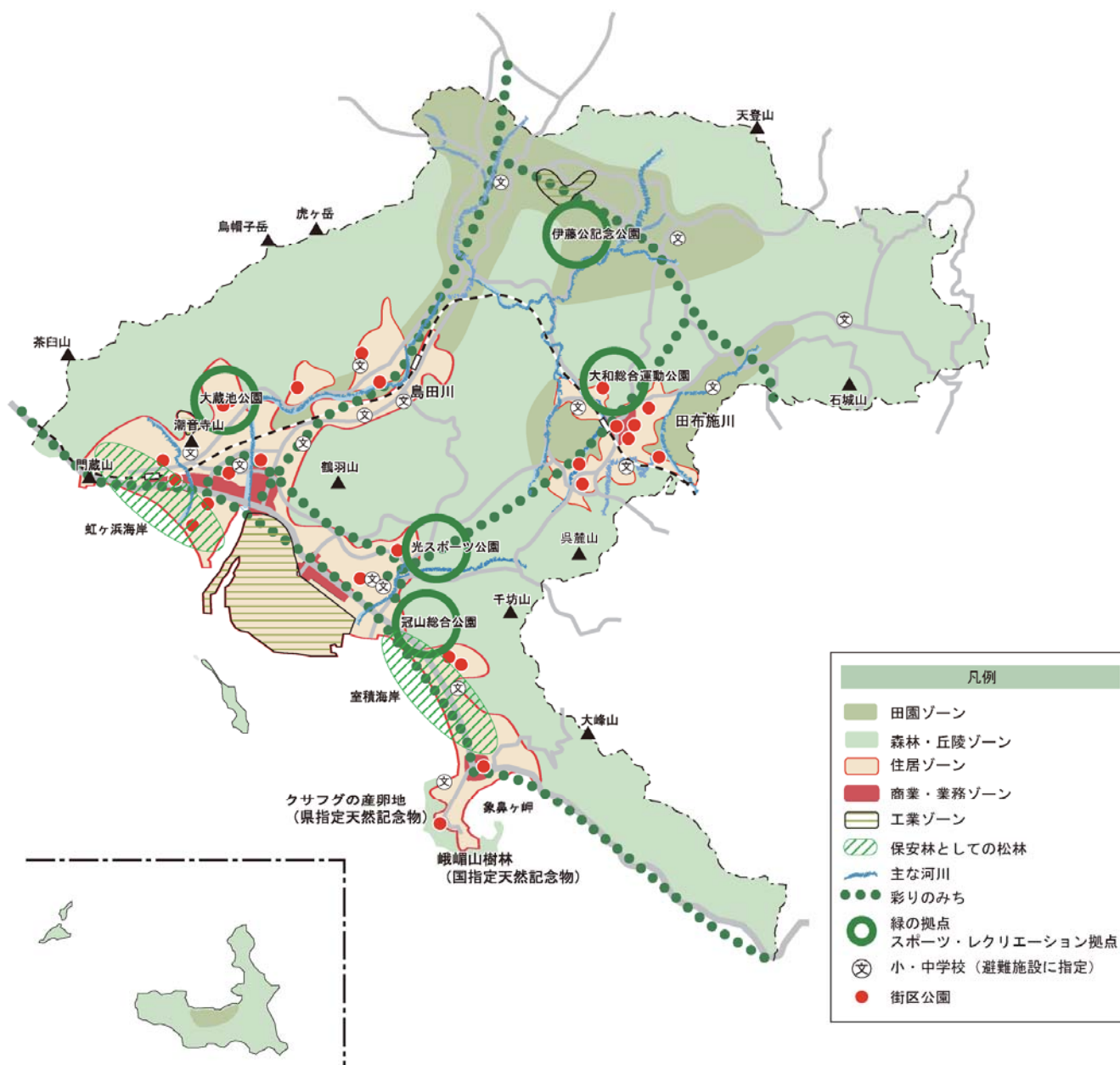
③ 災害に備える緑

災害時の避難場所として活用できる都市公園などのオープンスペースの適切な配置・確保を図ります。また、防災上緊急輸送道路に指定されている国道188号や虹ヶ丘森ヶ峠線等においては、火災の延焼防止や地震時のブロック塀等の倒壊による被害の減少を目的に、街路樹の植栽や沿線の生垣化を促進します。

④ 火災を防ぐ緑

本市を縦断する島田川や公園の緑地、公共公益施設のグラウンドや植栽などは、火災による延焼拡大防止や延焼遅延などの効果があることから、それらを延焼遮断空間として位置付け、緑化の推進を図るとともに、その整備・保全に努めます。

■ 防災機能から見た配置方針図



（４）景観形成機能から見た配置方針

景観形成機能から見た緑の配置方針を次のとおり定めます。

① 市の代表的な景観を構成する緑

本市の代表的な景観である室積・虹ヶ浜海岸の白砂青松の緑地景観や、石城山周辺の歴史資源を包み込む緑地景観、室積地区の風情ある町並みと調和した峨嵋山の緑地景観など、本市を代表する緑の保全に努めます。

② 四季を形づくる緑

周防地区や三井地区、東荷地区、塩田地区などの広大な田園風景をはじめ、島田川の河口や冠山総合公園に咲く花々、四季折々の表情を見せる山々などは、季節の移ろいを視覚で感じることができる景観として保全に努めます。

③ 地域のシンボルを育む緑

幽玄な石城山や市街地を一望する茶臼山、島田川中下流域を包む鶴羽山、「周防橋立」とも呼ばれる象鼻ヶ岬など、地域の象徴的な景観は、まちの魅力を高めるシンボルとして、保全に努めます。

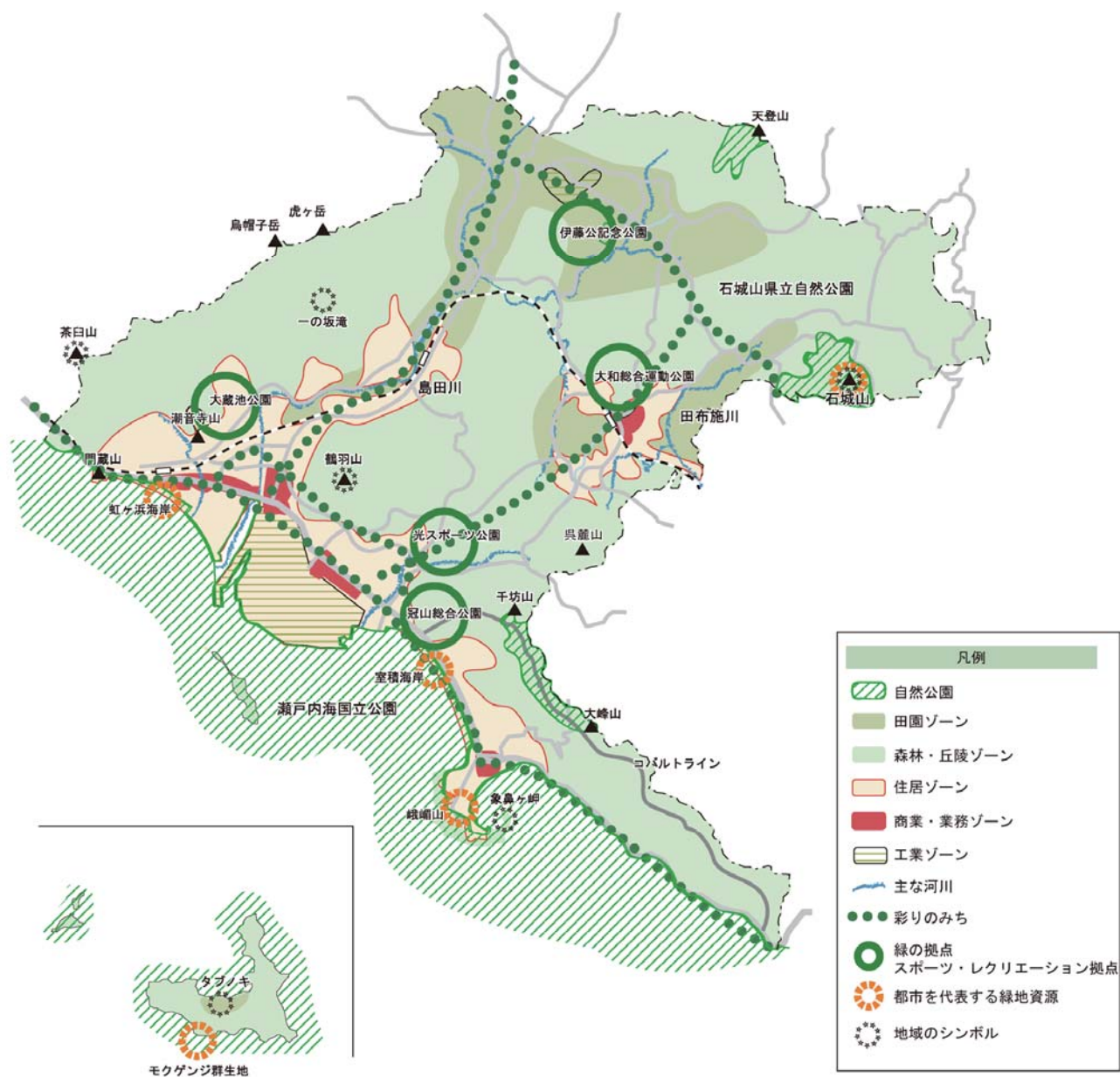
④ まちの景観を創造する緑

市街地の街路樹の維持管理に努めるとともに、公共施設や商工業地、家庭における花壇や生垣は、まちと自然が一体化した景観を生み出す緑として、市民や企業と協働で普及・促進を図ります。

⑤ 優れた眺望を誇る緑

周防灘を眼下に望むコバルトラインや、夕日が映える室積・虹ヶ浜海岸、田園風景を見渡す石城山など、国立公園や自然公園の美しい眺望を形成する緑の保全に努めます。

■ 景観機能から見た配置方針図



（５）人材育成機能から見た配置方針

全国で唯一の「おっぱい都市宣言」のまちとして、子どもをはじめとした「人材育成」の視点から、その配置方針を次のとおり定めます。

① 子育てにやさしい緑

子どもたちが集団の中で切磋琢磨しながら仲間意識や創造性を育む児童遊園地をはじめ、住民相互のコミュニケーションの場でもある街区公園など、子どもの情緒豊かな成長と、地域ぐるみの子育てを支える身近な緑の空間の保全に努めます。

② 貴重な体験に出会える緑

自然と人間の営みを肌で感じる豊かな体験活動を推進するため、農業振興拠点施設「里の厨」の周辺の農地を活用し、子どもたちをはじめ、高齢者や障害者も一緒になって農業体験や生産者との交流を図るとともに、青少年の野外活動の場となる野外活動センター「周防の森ロッジ」周辺の緑の保全に努めます。

③ 自然とふれあいながら遊ぶ緑

室積・虹ヶ浜海岸や、冠山総合公園における「子どもの森」など、自然とふれあいながら遊べる空間の機能充実を図るとともに、子どもたちが安全に「外遊び」ができるよう、公園遊具の安全の点検や維持管理に努めます。

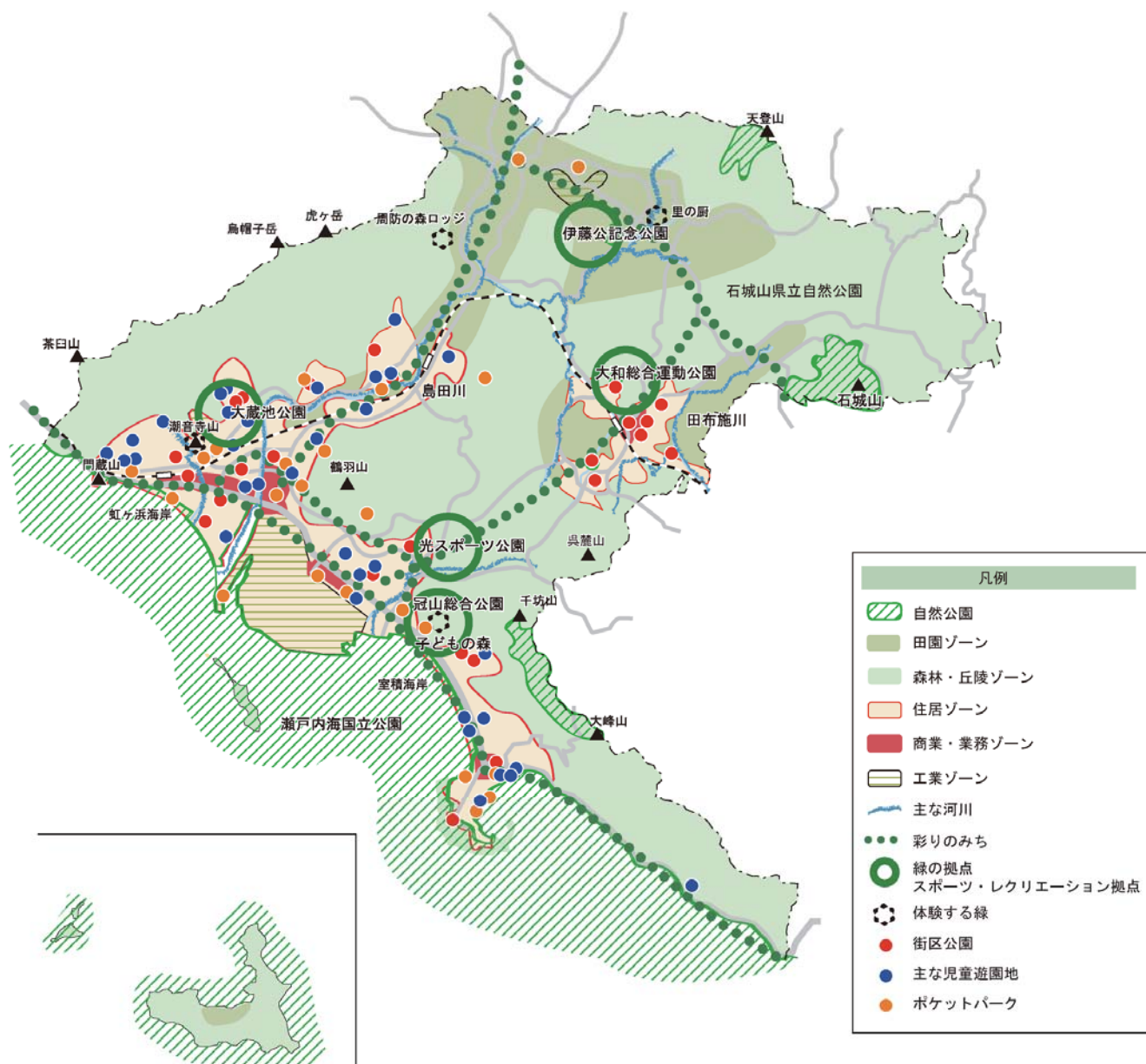
④ 環境教育・環境学習に資する緑

自然の素晴らしさや厳しさ、尊さ、さらには、地球環境や生態系などを総合的に学ぶ、市民を巻き込んだ環境教育・環境学習の場として、山・川・海の豊かな自然環境の保全と活用に努めます。

⑤ 誰もが活動できる緑

子どもたちをはじめ、高齢者や障害者も活動できる安全・安心な都市公園の整備を図り、誰もが、来て、観て、楽しめる場として、ユニバーサルデザインの視点に立った緑の充実に努めます。

■ 人材育成機能から見た配置方針図



2 施設別の配置及び都市緑化に関する方針

(1) 都市公園の整備方針

都市の基幹的施設である公園緑地について、自然環境や歴史的資源といった地域の特性を活かした整備に努めます。

また、高齢者や障害者など市民の誰もが安全で快適に利用できる公園として、ユニバーサルデザインの視点に立った取組みに努めます。

① 住区基幹公園

市民の日常の休息、遊び場、運動などの利用に供するとともに、災害時に一時避難地としての役割を担う住区基幹公園は、市民のニーズに応じた充実に努めます。

② 都市基幹公園

都市基幹公園である総合公園や運動公園は、市の中心的なレクリエーション施設とともに広域避難所としての機能を有した整備に努めます。

○ 総合公園

冠山総合公園は、市民の憩いの場、自然とのふれあいの場として、梅の名所となっている梅の里を中心に、四季を通じて花木が楽しめる公園として、市内外からの多くの来園者など交流人口の増加にもつながることから、機能の充実に努めます。

○ 運動公園

光スポーツ公園や大和総合運動公園は、各種スポーツの競技大会や周辺地域住民の日常的なスポーツ活動にも利用される運動公園として、機能の向上に努めます。

③ 特殊公園

○ 歴史公園

伊藤公記念公園には、県指定有形文化財・旧伊藤博文邸や伊藤公の生家などの歴史的資源や、やまぐち森林づくり県民税を活用し整備された伊藤公の森などがあることから、地域の憩いの場として、適正な維持管理に努めます。

○ 墓園

西部墓園や大和あじさい苑については、需要を的確に捉え、適正な整備に努めます。

④ 緑地

良好な都市環境や安全で快適な歩行者空間を確保するため、既設の緑地空間等の維持管理に努めます。

(2) 公共施設緑地の整備方針

潤いと安らぎを与えてくれる緑を、地域のシンボルとなる公共の緑地空間として確保・整備します。

① 街路樹

都市計画道路など幹線道路の街路樹等については、市民力を活用し維持管理等に努めます。

② 河川

河川沿いは、水辺の広がりや堤防敷を活かし、景観面に配慮した整備を促進します。

③ 公共施設

公共施設や小中学校は、人々のふれあいを育む緑の場所として、既存緑地の適正な維持管理に努めます。

（３）民間施設緑地の整備方針

潤いと緑豊かな町並みが市内全域に広がっていくよう、民有地における緑地空間の確保及び整備を促進します。

① 寺社境内地

普賢寺や浅江神社、東荷神社など市内に点在する寺社境内地の樹林地や保存樹は、都市の緑として貴重な機能を有する緑地として保全を促進します。

② 住宅地

既存住宅地については、生垣やガーデニング、緑のカーテン等の普及に努めます。

③ その他

土地区画整理事業、宅地開発、工場建設などについては、有効な配置・形質の緑地空間が確保できるよう指導に努めます。

（４）地域制緑地等の整備方針

① 法によるもの

○ 国立公園

瀬戸内海国立公園に指定され、「日本の渚・百選」などにも選定されている室積・虹ヶ浜海岸や、象鼻ヶ岬、千坊・大峰山等については、本市を代表する景勝地であることから、景観構成上重要な緑地として保護に努めます。

○ 県立自然公園

石城山県立自然公園に指定され、国指定史跡の神籠石を有する石城山等については、貴重で豊かな自然資源が残されていることから、景観構成上重要な緑地として保護に努めます。

○ 農用地区域

農用地区域は、自然豊かな田園景観を構成し、また、環境保全、防災機能を有する重要な緑地であり、保全に努めます。

○ 保安林及び地域森林計画対象民有林

保安林及び地域森林計画対象民有林は、良好な自然環境を有し、自然災害の防止、山並みの景観形成、緑のネットワーク形成など多機能な緑地であり、保全に努めます。

○ 河川区域

島田川をはじめ市内を流れる二級河川は、都市の骨格を形成する重要な水辺の緑地であるとともに、市街地の緑と自然性の高い山地を連結する緑地軸であり、親水空間の確保、自然災害防止などの面から保全に努めます。

○ 天然記念物、史跡

国の天然記念物である峨嵋山樹林、市指定の森様社叢や市指定の史跡である岩屋古墳は、自然環境の保全、レクリエーション活動にとって重要であるとともに、本市特有の環境資源であり、保護に努めます。

② 条例等によるもの

「環境基本条例」による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域は保全するとともに、新たな保存樹や保全地域の指定に努めます。

まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」
一般の部 入賞



「梅の里」（撮影場所：オートキャンプ場）

小西富喜子さん

第5章

緑のまちづくりの 実現に向けて

1 緑のまちづくりの実現に向けて

「未来の光市」絵画コンクール
まちづくり市民協議会会長賞



「花のすべりだいがあるまち」

光井小学校 2年 岸村羽海さん

1 緑のまちづくりの実現に向けて

本計画に掲げる「自然を守り 人とふれあう 水と緑がきらめく都市」という将来像は、市民や事業者など、まちづくりを担う多様な主体の参画や関係機関の協力なくして、実現することは困難です。このため、次の点を踏まえつつ、長期的な取組みを進めます。

(1) 計画の実効性の確保

本計画は、20年という長期的な視点に立った方針ですが、その間の社会経済情勢の変化などにより、緑のまちづくりに対する市民のニーズや価値観が移り変わっていくことも予想されることから、概ね10年後を目処に計画の改定を検討します。また、「総合計画」や「都市計画マスタープラン」などの上位計画の見直し等があった場合は、必要に応じて改定を行います。

(2) 協働による取組みの推進

持続可能な取組みを進めるためには、市民、事業者、行政が理念や目標を共有し、相互に補完し合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。こうしたことから、市民力や地域力を活かした協働型の緑化事業の拡充を図るなど、多様な主体が緑の創出や保全に主体的に関わることができる環境づくりに努めます。

(3) 国・県等との連携・協力

緑のまちづくりは、各種法令や都市計画制度などとも密接な関わりを持つことから、国や県など関係機関との連携・協力のもと、緑化に係る各種制度の有効活用や都市公園事業等の円滑な推進に努めます。また、必要に応じて、本計画の上位計画である「都市計画マスタープラン」に基づき、県等と都市計画や土地利用等に関する調整を図るとともに、広域的な視点から緑地の保全を効果的に推進するため、周辺都市との連携の強化に努めます。

(4) 総合的な推進体制の確立

本計画を着実に推進する上で、市の取組みは最も基本になります。このため、緑に関する施策は、緑化や公園担当部局だけが手掛けるのではなく、担当部局を中心に、環境、農政、防災、教育など多岐にわたる部局が定期的な連絡調整や情報交換を行うなど、組織を横断した総合的な推進を図ります。

（５）効率的・効果的な事業推進

社会経済情勢の大きな変化を受けて、国、地方を通じた財政環境は厳しさを増しており、本市においても健全財政の確保が大きな課題となっています。このため、自然や緑に対する市民の意識やニーズの的確な把握に努め、選択と集中の観点から緑のまちづくりに関する施策や事業の重点化を図るなど、効率的・効果的な事業推進に努めます。

まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」
一般の部 入賞



「夏の島田川」（撮影場所：周防 旭橋付近）

大濱 哲之 さん

資料編

- 資料1 都市公園と公共施設緑地
- 資料2 策定の経過
- 資料3 関係要綱及び委員等名簿
- 資料4 用語解説

「未来の光市」絵画コンクール
まちづくり市民協議会会長賞



「いろいろなむしがたくさんいるまち」
光井中学校 1年 岡田颯人さん

資料1 都市公園と公共施設緑地

1 都市公園

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
街区公園	室積市場公園	0.43	—
	丸山町公園	0.38	—
	わかば公園	0.67	—
	今桝公園	0.31	—
	花園町公園	0.09	—
	宝町公園	0.17	—
	虹ヶ浜北公園	0.40	—
	浅江公園	0.10	—
	池原公園	0.10	—
	浴公園	0.10	—
	溝呂井公園	0.28	—
	新町公園	0.36	—
	岩狩公園	0.90	—
	千坊台一丁目公園	0.90	—
	千坊台二丁目公園	0.49	—
	虹ヶ浜一丁目公園	0.12	—
	今積公園	0.08	—
	長尾台公園	0.19	—
	西八幡公園	0.02	—
	平和公園	0.05	—
	神手公園	0.04	—
	岡原公園	0.04	—
	共栄公園	0.03	—
	小豆尻公園	0.02	—
	末常公園	0.16	—

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
	中央公園	0.33	—
	小計（26箇所）	6.76	0.00
近隣公園	虹ヶ丘公園	2.20	—
	小計（1箇所）	2.20	0.00
総合公園	冠山総合公園	—	12.80
	小計（1箇所）	0.00	12.80
運動公園	光スポーツ公園	—	15.20
	大和総合運動公園	—	12.30
	小計（2箇所）	0.00	27.50
特殊公園	西部墓園	—	2.80
	伊藤公記念公園	—	1.84
	小計（2箇所）	0.00	4.64
都市緑地	西河原緑地	0.90	—
	庁舎前緑地	0.10	—
	光つつじ苑	0.90	—
	虹ヶ浜西緑地	1.40	—
	小計（4箇所）	3.30	0.00
	合計（36箇所）	12.26	44.94

2 公共施設緑地

① 都市公園に準ずる公園

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
広場公園	ファミリー公園	0.38	—
	なぎさ公園	0.17	—
	熊野公園	0.22	—
	島田川河川公園	—	0.48
	島田川ふとう公園	0.26	—
	島田運動公園	0.93	—
	上島田運動公園	—	1.00
	沖田広場	0.93	—
	正門町緑地	0.12	—
	大蔵池公園	4.20	—
	室積みたらい公園	0.38	—
	旭丘北公園	0.15	—
	旭丘南公園	—	0.09
	やまと台北公園	0.08	—
	やまと台東公園	0.52	—
	光井四丁目公園	0.12	—
	中央六丁目公園	0.03	—
小計（17箇所）		8.49	1.57
墓園	大和あじさい苑	—	2.40
小計（1箇所）		0.00	2.40
合計（18箇所）		8.49	3.97

② ポケットパーク

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
ポケットパーク	中村町ポケットパーク	0.015	—
	今桝ポケットパーク	0.015	—
	島田三丁目ポケットパーク	0.033	—
	山田ポケットパーク	0.015	—
	鶴羽ポケットパーク	—	0.008
	光井川ポケットパーク	0.120	—
	錦町ポケットパーク	0.015	—
	冠山ポケットパーク	0.100	—
	新市ポケットパーク	0.025	—
	北町ポケットパーク	0.007	—
	西の浜海岸ポケットパーク	0.120	—
	高尾ポケットパーク	—	0.02
合計（12箇所）		0.465	0.028

③ 児童遊園地

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
児童遊園地	伊保木児童遊園地	—	0.04
	西江ノ浦児童遊園地	0.05	—
	東江ノ浦児童遊園地	0.05	—
	上西ノ浜児童遊園地	0.01	—
	下西ノ浜児童遊園地	0.02	—
	北町児童遊園地	0.08	—
	潮浜住宅児童遊園地	0.07	—
	東ノ庄児童遊園地	0.03	—
	沖田児童遊園地	0.03	—
	室積中央町児童遊園地	0.01	—
	中松原児童遊園地	—	0.04
	後松原児童遊園地	—	0.08
	正木児童遊園地	0.04	—
	新開（シーフォートアベニュー）児童遊園地	0.03	—
	新開松原児童遊園地	—	0.02
	千坊台児童遊園地	0.06	—
	新宮児童遊園地	—	0.08
	双葉児童遊園地	0.10	—
	紺屋浴児童遊園地	—	0.02
	長尾台児童遊園地	0.04	—
	光井七丁目児童遊園地	0.03	—
	光井七丁目2児童遊園地	0.07	—
	光井七丁目3児童遊園地	0.02	—

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
	西ヶ迫児童遊園地	0.09	—
	光井九丁目児童遊園地	0.02	—
	緑ヶ丘児童遊園地	0.05	—
	中央児童遊園地	0.04	—
	柿林神社児童遊園地	0.15	—
	和田町児童遊園地	0.14	—
	花園1区児童遊園地	0.06	—
	花園2区児童遊園地	0.06	—
	花園市住児童遊園地	0.01	—
	平岡台児童遊園地	0.03	—
	宮ノ下児童遊園地	0.04	—
	宮ノ下2児童遊園地	0.02	—
	木園児童遊園地	0.04	—
	木園製鉄児童遊園地	0.04	—
	木園台児童遊園地	0.03	—
	相生市住児童遊園地	0.02	—
	浅江神社児童遊園地	0.02	—
	平岡台市住児童遊園地	0.01	—
	筒井児童遊園地	0.14	—
	川口児童遊園地	0.04	—
	なかよし児童遊園地	0.03	—
	緑町市住A児童遊園地	0.04	—
	緑町市住B児童遊園地	0.01	—
	虹ヶ浜児童遊園地	0.02	—

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
	虹ヶ浜西児童遊園地	0.17	—
	虹ヶ丘一丁目児童遊園地	0.04	—
	上ヶ原住宅児童遊園地	0.01	—
	虹ヶ丘五丁目児童遊園地	0.05	—
	虹ヶ丘サンランド児童遊園地	0.03	—
	虹ヶ丘六丁目児童遊園地	0.10	—
	虹ヶ丘七丁目児童遊園地	0.04	—
	虹ヶ丘七丁目2児童遊園地	0.04	—
	虹ヶ丘七丁目3児童遊園地	0.02	—
	丸山町児童遊園地	0.03	—
	丸山町（東）児童遊園地	0.03	—
	新幸町児童遊園地	0.05	—
	宮ノ尾住宅児童遊園地	0.18	—
	番木台児童遊園地	0.06	—
	島田五丁目児童遊園地	0.02	—
	島田五丁目児童遊園地	0.02	—
	領家台A児童遊園地	0.02	—
	領家台B児童遊園地	0.02	—
	領家台C児童遊園地	0.01	—
	石田児童遊園地	0.02	—
	石田2児童遊園地	0.003	—
	亀山児童遊園地	0.12	—
	上島田九丁目児童遊園地	—	0.02
	今積児童遊園地	0.02	—
	今積2児童遊園地	0.02	—

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
	今殿児童遊園地	0.01	—
	三井五丁目児童遊園地	0.02	—
	三井六丁目児童遊園地	0.02	—
	三井六丁目2児童遊園地	0.03	—
	南田児童遊園地	0.01	—
	七反田児童遊園地	0.01	—
	大景児童遊園地	0.02	—
	三井八丁目児童遊園地	0.03	—
	新岩狩児童遊園地	0.03	—
	岩狩2区児童遊園地	0.05	—
	下中郷（北）児童遊園地	—	0.01
	宮河内児童遊園地	—	0.02
	正田児童遊園地	—	0.01
	立野西庄児童遊園地	—	0.01
	立野西庄2児童遊園地	—	0.02
	黒杭児童遊園地	—	0.02
	海田児童遊園地	0.03	—
	合計（89箇所）	3.273	0.39

④ その他の緑地

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
小学校	浅江小学校	3.30	—
	島田小学校	1.12	—
	上島田小学校	0.94	—
	三井小学校	1.79	—
	周防小学校	—	1.29
	室積小学校	1.64	—
	光井小学校	1.30	—
	三輪小学校	1.98	—
	塩田小学校	—	1.09
	東荷小学校	—	0.65
	岩田小学校	2.11	—
	山口大学教育学部附属光 小・中学校	4.24	—
小計（12箇所）		18.42	3.03
中学校	浅江中学校	2.89	—
	島田中学校	2.00	—
	光井中学校	2.31	—
	室積中学校	2.46	—
	大和中学校	—	2.03
小計（5箇所）		9.66	2.03
高等学校	山口県立光高等学校	5.92	—
	山口県立光丘高等学校	5.27	—
小計（2箇所）		11.19	0.00

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
幼稚園	さつき幼稚園	—	0.15
	つるみ幼稚園	0.23	—
	やよい幼稚園	0.17	—
小計（3箇所）		0.40	0.15
保育園	浅江東保育園	—	0.11
	浅江南保育園	0.08	—
	みたらい保育園	0.12	—
	大和保育園	0.21	—
小計（4箇所）		0.41	0.11
児童館	わかば児童館	0.07	—
小計（1箇所）		0.07	0.00
合計（27箇所）		40.15	5.32

※ 平成24年3月31日現在

※ 市街化区域（用途地域）と市街化調整区域（用途白地地域）とにまたがって設置された施設については、大半を占める区域に記載。

※ 山口大学教育学部附属光小学校及び中学校は同一敷地に設置されているため、小学校に記載。

資料2 策定の経過

本計画は、上位計画である「総合計画後期基本計画」及び本計画と関連の大きい「都市計画マスタープラン」と同時に策定作業を進めました。この過程で、様々な市民参画や計画づくりの啓発の機会を設けました。

1 まちづくり市民協議会

「共創と協働で育む まちづくり」という本市のまちづくりの基本理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに、市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、第3期となる「光市まちづくり市民協議会」を平成22年10月に設置し、計画策定にあたっての協議・検討を行いました。

	開催日	主な内容
第1回	平成22年10月12日	委嘱状交付、計画策定の進め方、意見交換
第2回	平成23年 3月29日	アンケート調査結果の報告、まちづくり・未来ワークショップの報告等
第3回	平成23年 8月 1日	総合計画後期基本計画、都市計画マスタープランについて
第4回	平成23年11月13日	地域別まちづくり・きらめきワークショップ、アンケート調査結果の報告
第5回	平成23年12月22日	総合計画後期基本計画（案）、都市計画マスタープラン（案）、緑の基本計画（案）の中間報告
第6回	平成24年 2月15日	総合計画後期基本計画（案）について
第7回	平成24年 3月15日	都市計画マスタープラン（案）、緑の基本計画（案）について

2 アンケート調査

(1) 市民アンケート調査

「マスタープラン」と「緑の基本計画」の策定にあたり、市民がどのようなまちづくりを望んでいるのかを把握するため、「『都市計画マスタープラン』及び『緑の基本計画』の策定に向けた市民アンケート調査」を行いました。

○ 対象者

住民基本台帳に記載されている満16歳以上の人から無作為に抽出した2,000人（基準日：平成22年9月20日）

○ 調査方法

郵送による配布・回収（無記名回答方式）

○ 調査期間

平成22年10月18日から平成22年10月31日まで

○ 回収状況

配布数	有効配布数①	回収数②	回収率②／①
2,000票	1,990票	980票	49.2%

(2) 中学生アンケート調査

20年後の光市を担う中学生がどのようなまちづくりを望んでいるのかを把握するため、「20年後の『まちづくり』に向けた中学生アンケート調査」を行いました。

○ 対象者

本市に在住する中学2年生 496人

○ 調査方法

各学校を通じた配布・回収（無記名回答方式）

○ 調査期間

平成22年12月から平成23年1月まで

3 ワークショップ

(1) まちづくり・未来ワークショップ

多くの市民と未来のまちづくりを考え、さまざまな夢やアイデアを十分に反映できる計画づくりを行うため、平成22年10月から平成23年2月にかけて「まちづくり・未来ワークショップ」を4回開催し、住環境づくりや防災まちづくり、緑のまちづくり、景観まちづくりなどをテーマに意見を出し合いました。

ワークショップには、まちづくり市民協議会委員と公募に応じた市民、合わせて43人が参加しました。

	開催日	主な内容
第1回	平成22年10月23日	まちの弱みと強みを出し合おう
第2回	平成22年11月13日	光市の重点施策と役割分担をしよう
第3回	平成23年 1月22日	「まちの問題・お宝マップ」を作ろう
第4回	平成23年 2月19日	まち育て作戦会議

(2) 地域別まちづくり・きらめきワークショップ

地域ごとの目標や方向性の取りまとめにあたり、各地域の課題や特性を発見し、市民とともにきらめく地域を創造するため、市域を東部（岩田・三輪・塩田・東荷・岩田立野）、西部（浅江・島田）、南部（室積・光井）、北部（三井・周防・上島田）の4地域に分け、平成23年4月から平成23年8月にかけて「地域別まちづくり・きらめきワークショップ」を各地域4回、計16回開催し、住環境・防災・緑・景観などをテーマに意見を出し合いました。

地域別ワークショップには、まちづくり市民協議会委員のほか、公募に応じた市民など合わせて84人が参加しました。

	開催日	主な内容
第1回	平成23年4月21日～ 4月27日	地域別まちづくりカルテをつくろう
第2回	平成23年5月19日～ 5月25日	地域の処方箋と共通目標を考えよう
第3回	平成23年6月28日～ 7月1日	地域の元気づくりマップをつくろう
第4回	平成23年7月21日～ 8月10日	重要テーマと地域別まちづくりプラン

4 職員ワーキングチーム

中堅職員によるワーキングチームを設置し、庁内横断的な協議、検討を行いました。

5 意見募集（パブリックコメント）

立案過程における市民参画を進め、市民の意見・提言をより反映させた計画とするため、パブリックコメント制度を活用し、計画（案）を公表して意見を募集しましたが、意見の提出はありませんでした。

○ 募集期間

平成23年12月25日から平成24年1月25日まで

○ 公表場所

窓口16箇所及び市ホームページ

本庁（企画広報課、情報公開総合窓口）、大和支所、総合福祉センター、地域づくり支援センター、出張所及び公民館（島田公民館を除く）

6 その他の取組み

(1) まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」

自分たちの「まち」や身近な「ひと」など、ふるさとの素晴らしさを再発見し、将来のまちづくりへとつなげていくため、「未来に伝えたい風景」の写真を募集しました。

○ テーマ

「やさしさ」があふれ「しあわせ」を感じる「未来に伝えたい風景」

○ 募集期間

平成22年12月25日から平成23年12月31日まで

○ 対象者

光市在住者又は市内に通勤・通学等する人

○ 応募点数

68点（一般の部45点、カメラ付き携帯電話の部23点）

(2) 「未来の光市」絵画コンクール

計画づくりに将来を担う児童・生徒の参画を得るとともに、絵画を通して自分たちのまちの未来を考える機会とするため、「未来の光市」をテーマに絵画作品を募集しました。

○ テーマ

「未来の光市」

○ 募集期間

平成23年7月から平成23年9月まで

○ 対象者

市内の小・中学生

○ 応募点数

377点

資料3 関係要綱及び委員等名簿

資料編

資料編

光市まちづくり市民協議会設置要綱（平成17年4月1日光市告示第75号）

（設置）

第1条 「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、光市まちづくり市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）まちづくり全般について意見を述べ、助言すること。
- （2）光市総合計画の策定及び新市建設計画の進捗に関し、協議すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める議題について協議すること。

（委員）

第3条 協議会は、50人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）各界の有識者
- （2）市民活動の実践者
- （3）公募により選出された者
- （4）その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年を超えない範囲で市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の求めにより会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会議は、公開するものとする。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項を協議するため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、政策企画部企画広報課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号及び第3号の規定により協議等を行うときは、当該議題を所掌する部署が会議の運営を行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

まちづくり市民協議会委員

(任期：平成22年10月12日～平成24年3月31日)

	氏 名	所属等
	石 川 博 之	青少年ボランティア育成協議会企画実行委員会副委員長
	市 川 チヅ子	NPO法人 ひかりクラブ理事
◎	市 来 健之助	人権擁護委員
	岩 佐 光 恵	NPO法人 虹のかけ橋理事長
	上 野 由 香	光市小中学校PTA連合会副会長
	植 村 芳 弘	快適環境づくり推進協議会会長・前まちづくり市民協議会会長
	梅 本 玲 子	広報ひかり 市民特派員
	小 田 隆 紹	男女共同参画推進ネットワーク委員
	河 村 聡 子	母子保健推進員
	川 村 由美子	食生活改善推進員
	櫻 井 真由美	山口県建築士会光支部理事
	笹 村 達 夫	農業経営者
	高 村 義 則	ボーイスカウト光第2団カブスカウト隊隊長
	小 林 久 美	NPO法人 劇団たね蒔く人たち理事
	田 中 陽 三	みんなで虹ヶ浜を楽しむ会代表
	内 藤 和 子	都市計画審議会委員
	長 尾 隆	和楽輪楽一座団員
	中 村 修 一	周防柱松保存会会長
	廣 政 晴 美	主任児童委員
	藤 本 民 子	室積山車保存会副会長
	光 井 秀 樹	光商工会議所青年部副会長
	宮 原 博 美	全日本写真連盟光支部顧問
	棟 近 俊 彦	都市計画審議会会長
	柳 原 次 男	光市造園協同組合代表理事
	山 下 千佳子	語りの会ひかり代表
○	吉 廣 幸 江	環境審議会委員
	魚 本 宏 夫	公募
	川 本 浅 夫	〃
	楠 田 賢 一	〃
	齋 藤 まゆみ	〃
	城 彦二郎	〃
	田 嶋 義 介	〃
	田 沼 一 彦	〃
	堀 江 靖 孝	〃

◎：会長、○：副会長

(所属等は委嘱時)

ワークショップ参加者

○ 「まちづくり・未来ワークショップ」参加者

氏 名	備 考
青 木 哲 也	公募
加藤田 清 登	〃
末 岡 美由紀	〃
仲 山 哲 男	〃
福 田 雅 士	〃
藤 田 美代子	〃
守 末 道 代	〃
山 本 善 彦	〃
吉 廣 悟	〃

(まちづくり市民協議会委員は省略)

○ 「地域別まちづくり・きらめきワークショップ」参加者

□ 東部地域

氏 名	備 考
寺 崎 益 朗	岩田駅周辺整備市民検討会議会長
竹 内 一	岩田駅周辺整備市民検討会議委員
轟 紀 子	〃
岩 神 幸 二	地域代表（岩田・三輪地区）
堀 尾 毅	〃
山 下 瑞 穂	〃
岡 田 すみ代	地域代表（塩田地区）
神 田 英 俊	〃
家 永 晴 夫	地域代表（束荷地区）
秋 山 孝	〃
岩 竹 辰 雄	公募

□ 西部地域

氏 名	備 考
金 森 豊	地域代表（浅江地区）
河 埜 正 男	〃
末 岡 誠	〃
中 村 逸 也	〃
仁 藤 行 正	〃
福 森 宏 昌	〃
秦 辰 也	地域代表（島田地区）
田 原 三 郎	〃
見 村 興 哉	〃
見 村 美津子	〃
山 本 俊 男	地域代表（中島田地区）
瀬 山 匡 之	〃
兼 清 公 英	公募

□ 南部地域

氏 名	備 考
澤 井 政 一	(仮称)室積コミュニティセンター市民検討会議会長
柏 谷 昌 宏	(仮称)室積コミュニティセンター市民検討会議副会長
岩 本 政 幸	(仮称)室積コミュニティセンター市民検討会議委員
小 西 義 人	〃
室 本 定 男	〃
青 木 千 歳	地域代表（室積地区）
小 野 彰 三	〃
富 谷 英 司	〃
松 岡 栄	〃
大 嶋 浩 一	地域代表（伊保木地区）
石 井 京 子	地域代表（光井地区）
田 村 文 代	〃
山 根 武	〃
村 元 友 子	〃
末 岡 美由紀	公募
仲 山 哲 男	〃

□ 北部地域

氏 名	備 考
尾 崎 佳 正	地域代表（三島地区）
田 中 道 子	〃
福 原 宏 子	〃
松 本 年 正	〃
田 中 和 子	地域代表（周防地区）
田 中 忠	〃
田 中 秀 一	〃
有 延 博 之	公募
桑 原 芳 晴	〃
守 末 道 代	〃
山 本 善 彦	〃

(いずれの地域もまちづくり市民協議会委員は省略)

光市総合計画後期基本計画・都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定ワーキングチーム設置要綱（平成23年1月25日光市訓令第1号）

（設置）

第1条 光市総合計画後期基本計画、光市の都市計画に関する基本的な方針及び光市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「各計画」という。）の策定に当たり、部局横断的な協議、検討及び立案を図るため、光市プロジェクトチーム設置規程（平成16年光市訓令第1号）に基づき光市総合計画後期基本計画・都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定ワーキングチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

（職務）

第2条 チームの職務は、各計画に掲げる具体的な取組に関し、協議し、提言し、及び提案することとする。

（構成）

第3条 チームは、30人以内の構成員（以下「メンバー」という。）をもって組織する。

2 メンバーは、市長が任命する。

3 チームにチーフ及びサブチーフ各1人を置き、チーフは、チームの会務を総括し、サブチーフは、チーフを補佐し、チーフに事故があるとき等は、その職務を代理する。

4 チーフ及びサブチーフは、メンバーの互選によりこれを定める。

（設置期間及び任期）

第4条 チームの設置期間は、平成24年3月31日までとする。

2 メンバーの任期は、チームの設置期間とする。

（会議）

第5条 チームの会議（以下「会議」という。）は、政策企画部長の求めに応じてチーフが招集する。

2 会議の議長は、チーフをもって充てる。

3 会議には、メンバーのほか必要に応じてチーフが認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 チームの庶務は、政策企画部企画広報課及び建設部都市整備課において行う。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、チーフが別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年1月28日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この訓令の施行後、最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、政策企画部長が招集する。

(失効)

3 この訓令は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

ワーキングチームメンバー

	氏 名	所 属
	山 岡 幸 治	政策企画部財政課
	益 田 圭 一	政策企画部行政改革推進室
	縄 田 光 洋	総務部総務課
◎	小 野 賢 治	総務部情報推進課
	小 熊 俊 宏	市民部市民課
	古 田 壮 史	市民部税務課
	海老本 麻 紀	市民部生活安全課
	中 原 陽 子	大和支所住民福祉課
	小 枝 淳 志	環境部環境政策課
	梅 本 修	環境部環境事業課
	国 光 博 己	環境部下水道課
	中 田 博 行	福祉保健部社会福祉課
○	志 熊 裕 子	福祉保健部介護保険課
	吉 永 晋太郎	福祉保健部子ども家庭課
	田 中 満 喜	福祉保健部健康増進課
	杉 本 崇	経済部農業耕地課
	山 口 正 人	経済部水産林業課
	松 尾 真	経済部商工観光課
	周 田 義 之	建設部土木課
	沖 本 俊 幸	建設部建築住宅課
	石 田 真由美	会計課
	森 下 真由美	教育委員会教育総務課
	河 本 政 之	教育委員会学校教育課
	西 優	教育委員会文化・生涯学習課
	棟 近 法 之	消防本部総務課
	中 西 伸	水道局業務課
	中 本 信 一	病院局管理部経営企画課

◎：チーフ、○：サブチーフ

(所属は任命時)

資料4 用語解説

見出し	語句	解説
あ行	運動公園	主として運動の用に供することを目的として設置される都市公園。
	オープンスペース	公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものを総称している。
	おっぱい都市宣言	単に母乳育児推進にとどまらず、胸（おっぱい）で子どもをしっかりと抱きしめ、語りかけ、見守り、温かく優しい気持ちを持って子育てをする「おっぱい育児」を推進し、さらには、市民が温かく子育てを見守り、温かい心で人と人とが連携し、母と子と父、そして人にやさしいまちづくりを推進していく決意を表す宣言。
か行	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される都市公園。
	快水浴場百選	個性ある水辺を積極的に評価し、これらの快適な水浴場を広く普及することを目的として、環境省が選定した100箇所の快適に泳げる海や湖。
	開発行為	主として建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。民間事業者が行う団地造成などが該当する。
	環境基本条例	環境の保全、創造及び再生についての基本理念を定め、市民との協働により環境自治体の実現を目指すことを目的に、平成19年4月に施行した「光市環境基本条例」のこと。
	幹線道路	全国的、地域的あるいは都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。
	協働	自立した対等な立場のもの同士が、各々の異なる知識や資源を持ち寄って共通の目的のために働くこと。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として設置される都市公園。

見出し	語句	解説
か行	景観計画	景観法の規定により策定することができる「良好な景観の形成に関する計画」のこと。計画の対象となる景観計画区域を設定し、区域内での良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項を定めることができる。
	原生自然環境保全地域	環境基本条例に基づき指定した、自然環境が人の活動によって影響を受けることなく、原生の状態が維持されており、かつ、自然の法則と教訓を後世に残すべき貴重な資産であると認められる地域。
	建築協定	市町村の区域の一部について、建築基準法に基づき関係権利者が合意のもとに建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠などについて定める協定。
	コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団のこと。地域社会、共同体ともいう。
さ行	市街化区域	既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
	自然環境保全地域	環境基本条例に基づき指定した、自然環境が豊かに残されている区域のうち、森林・溪谷等で良好な自然環境を形成している地域。
	自然敬愛基本構想	自然環境の保全や人と自然がふれあう魅力ある地域の創造など、自然と人間が共生できる社会づくりに向けての必要な考え方をまとめたもの。
	自然敬愛都市宣言	本市の財産であるふるさとの豊かな自然環境を守り育て、次世代へ引き継いでいくため、自然の恵みに感謝し、自然を敬愛し、自然の摂理にかなった、快適でうるおいとやすらぎのあるまちづくり、ふるさとづくりを推進していく決意を表す宣言。
	自然公園区域	優れた自然の風景地を保護し生物の多様性の確保等に寄与するため、自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園、県立自然公園の区域のこと（本市内には、国定公園はない）。土地利用に制限が課されており、特別地域、普通地域に区分される。

見出し	語句	解説
さ行	住区基幹公園	主として市民の日常的な利用を目的とする都市公園の総称。街区公園、近隣公園及び地区公園の身近な公園をいう。
	親水空間	水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めるために設置された緑地や公園など。
	森 林 浴 の 森 日 本 100 選	日本の森林を 21 世紀に引き継ぐため、また、自然保護の精神を養い国民の健康増進に役立てることを目的として緑の文明学会と緑の文明総合研究所が選定した、100 箇所の身近な森林。
	水源のかん養	水源の水質や水量等の状態を良い方向に育てること。
	総合計画	福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野を一つの方向性のもとに計画的に推進していくために策定する計画で、市町村の最高位に位置する計画。
	総合公園	休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的として設置される都市公園。
た行	地域森林計画	森林法に基づき都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別（158 計画区）に 5 年ごとに 10 年を一期として策定する計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定にあたっての指針となるもの。
	中山間地域	平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域。
	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域。
	特殊公園	資源によって立地が制約されるものや利用の特殊な公園。歴史公園、墓園などに分類される。
	都市基幹公園	都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模公園。市民全般を対象としたもので、総合公園と運動公園によって構成される。

見出し	語句	解説
た行	都市計画区域	一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があるため、県が指定する区域。
	都市計画道路	健全な市街地の形成と良好な都市形成に寄与する都市の基盤となる施設であり、都市計画法に基づき都市計画決定された道路。
	都市計画マスタープラン	都市計画法の規定により策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、都市計画やまちづくりの指針となるもの。本市では、建設事業を中心とする都市づくりに関する長期的な指針としても位置付けている。
	都市公園	地方公共団体が設置する公園や緑地で、設置や管理に関する一定の基準等が定められているもの。街区公園、近隣公園、運動公園、総合公園などに分類される。
	都市緑地	都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。
	土地区画整理事業	道路、公園など公共施設の整備改善と宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更を一体的に行う事業。
な行	日本の渚・百選	海の恵みに感謝し、海を大切にする国民の心をはぐくむことを目的として、日本の渚百選中央委員会が選定した 100 箇所の優れた渚。
	日本の白砂青松 100 選	白砂青松の松林の保全と回復を図ることを目的として、社団法人日本の松の緑を守る会が選定した、100 箇所の日本の景勝地。
	農業振興地域	一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で一定の要件を備えるものについて県が指定する地域。
	農地転用	農地（耕作の目的に供される土地）を住宅用地や工場用地、道路、山林など農地以外のものに転換すること。
	農用地区域	農業振興地域内の土地で、農業上の利用を行うものとして指定された集団的農用地などの区域。

見出し	語句	解説
は行	保安林区域	重要な水源域である森林など、特に森林のはたらきを確保していく必要がある森林の区域。
ま行	緑のカーテン	植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。
や行	やまぐち森林づくり県民税	荒廃が深刻化している森林を、適正に維持・管理し、県民共有の財産として次世代に引き継いでいくため、森林の整備を目的とした山口県独自の政策税制。納められた税金は、山口県の特性を踏まえたモデル事業や森林ボランティア活動に対する支援などに活用される。
	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、すべての人々が使いやすい施設や製品、情報を設計する考え方、またすべての人々が使える都市や生活環境を計画する考え方。
	用途地域	都市の状況及び将来像を勘案した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進及び良好な都市環境の形成を図るため、区分を定めた地域。
ら行	緑被率	一定の面積の中に樹林等が生育している面積の割合のこと。
	緑化率	建築物の敷地面積や道路延長に対する緑地面積、緑化延長の割合のこと。
わ行	ワークショップ	参加者が専門家の助言を得ながら、問題解決のために行う研究集会や参加者が自主的活動方式で行う講習会。例えば、地域づくり活動において、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で地域の将来像を話し合い、出された意見をグループごとに取りまとめて発表するなど、意見聴取や意見集約を図る手法。

まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」
一般の部 入賞



「波打ち際と子ども達」（撮影場所：虹ヶ浜海岸）

わかば児童館

光市緑の基本計画

発 行：山口県光市

編 集：光市政策企画部企画広報課

〒743-8501

山口県光市中央六丁目 1 番 1 号

電話 (0833) 72-1400 (代表)

<http://www.city.hikari.lg.jp/>

